令和4年 第1回 錦江町議会定例会議事日程

開会の日時 令和4年3月17日(木)午前10時開議 開会の場所 錦 江 町 議 会 議 場

日程第1 一般質問

散 会

令和4年 第1回錦江町議会定例会 会議録

久 保 勇 太 1番 応招(出席)議員 久 本 晃 2番 厚 ケ 瀨 博 文 3番 5番 浪 瀬 亮 祐 染 6番 川金 治 德 7番 池 田 行 8番 Ш 越 裕子 9番 小 吉 昭 弘 10番 水 孝俊 11番 中 野 德 義 12番 落 司 子 道 13番 笹 原 政 夫 不 応 招 (欠 席) 議 員

地方自治法第1:	2 1条の規定により説明のため出席した者の職氏名
町長	新 田 敏 朗□
副 町 長	有 村 智 明
教 育 長	畑中清和
総 務 課 長	坪内 裕二郎 産業振興課長 宮 園 守
政策企画課長	髙 崎 満 広 観光交流課長 福 園 奈 美
未来づくり課長	中島 裕二 住民生活課長 舞 原 利 博
健康保険課長	猪 鹿 倉 勝 志 産業建設課長 荒 木 義 文
介護福祉課長	池 之 上 和 隆 農業委員会事務局長 落 司 毅
住民税務課長	川路洋志教育課長 今熊武朗
会 計 課 長	永 吉 和 幸 財政管財係長 山 王 洋 介
建設課長	岩下 和文 総務課総務チームリーダー 菖蒲洋二
職務のため出席した	·者
議会事務局長	富尾 俊一

令和4年 第1回 錦江町議会定例会会議録

令和4年3月17日(木) 10時00分 錦 江 町 議 会 議 場

	(開会・開議)
○笹原議長	皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。
	本日の議事日程はあらかじめ配布しましたので、ご了承願います。
	日程第1 一般質問
○笹原議長	日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。
	最初に1番、久保君の発言を許します。1番、久保君。
○1番	はい、1番。
久保議員	
	(1番 久保議員 質問者席へ登壇)
○1番	おはようございます。まず初めにこの場をお借りいたしまして、コロナ第
久保議員	6波が猛威を振るう中、ワクチン接種をはじめ各種医療支援に取り組んでい
	らっしゃる皆様方に最大限の敬意と感謝を申し上げるとともに、今後のアフ
	ターコロナに向けた各種施策を全力で支援してまいりたいと考えている所存
	でございます。
	そのような中、去る3月3日の3月定例会初日において、新田町長より示
	された施政方針に則り、大きく3事項に関して質問させていただきます。
	まず、第1事項でございます。働く世代の元気(まちを引っ張る産業の振
	興)に関して質問をいたします。
	現在、UIJターン受入れ窓口一元化というとこに関して検討を進めてい
	らっしゃると思っておりますが、令和3年9月議会において私が質問を行い
	ました、窓口をワンストップ化し、住宅、仕事等に関して部署横断型の支援
	チームを組織することに近いイメージがあるというふうに考えられます。
	こちらの支援チームに関しまして、具体的にいつから組成を始め、また、
	いつからこのチームの運用を想定していらっしゃるのか。またそれは、既存
	の課あるいはチーム等の組織再編によるものなのか。また、全く別の新規組
	織になるのか、お伺いしたいと思います。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	おはようございます。それでは久保議員のご質問にお答えいたします。
	UIJターン者の受入れ窓口一元化につきましては、12月 20日に町長就

任後、各課の政策事前協議の際に令和4年度から、未来づくり課を主管課と するよう指示をいたしております。

業務内容につきましては、議員ご指摘のとおり、移住を希望する方へ「住居、仕事、地域とのつなぎまで」を一括して相談対応できるものを指示をしております。

主管課である、未来づくり課は例えば、住居につきましては、空き家であれば政策企画課、町営住宅であれば、建設課、民間住宅であれば、近隣不動産事業者から情報を収集し、手続や家賃、周辺環境などデータベース化しておき、移住希望者へ情報提供するとともに、手続の同行支援までをイメージしております。

仕事については、令和3年4月から総務課所管ではありますが、町内における雇用の創出を図り、町内事業者の労働力不足を補うことを目的に「錦江町無料職業相談所」を開設し、3名の職員を厚生労働省の研修を受講させ、これまで、町内事業者等のニーズ調査などを行いながら本格運用に向けての準備を進めてきました。

ただ、町内事業者への周知不足や求人票提出など、少々面倒な手続のデジタル化も含め、改善すべきところがあるため、4月以降、未来づくり課へ所管を移し、移住者のための本当に役立つ仕事情報と町内事業者の雇用支援は何かを整理して、対応させたいと考えております。

したがいまして、新たな組織を立ち上げるのではなく、情報の集約化と既存組織の運用見直しで、窓口の一元化を図ってまいりたいと考えております。 以上でございます。

	以上でこさいます。
	(新田町長 降壇)
○1番	はい、1番。
久保議員	
○笹原議長	久保君。
○1番	はい、今答弁にございましたように新規ではなく、既存の組織、未来づく
久保議員	り課を主管課となさるというところでございますが、その中で特に仕事に関
	しまして職業の無料相談所も、未来づくり課のほうに移管されるというとこ
	ろでございますが、今未来づくり課ですと主に、ふるさと納税を始め、サテ
	ライトオフィス等の事業をなさってるかと思いますが、ではこちらの未来づ
	くり課のほうに今のこの職業相談所も含めて職員様も含めてあるいはその民
	間のそういった専門の知識を持たれた方も含めてそこで、一元化します、組
	織を少し拡大して行うという理解でよろしいでしょうか。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。

○新田町長	今久保議員ご指摘のとおり組織の拡大という人員の増というところまで
	は、行くかどうかは進めてみないとわかりませんけれども、内容の拡大も含
	めて、未来づくり課に責任持って担当させるというようなことを考えており
	めて、不来のくり味に負性行うで担当させるというようなことを与えております。
○1番	1 2
人保議員	はい、1番。
○笹原議長	久保君。
○1番	はい、拡大を念頭に置かれているというところかと思いますが、今回、部
久保議員	署横断型というところが一つ、念頭にあるかと思いますが、今まで例えば住
7 7717422	
	宅に関しましては建設課であるとか、職業相談所のほうは総務課のほうでな
	さってたというとこあると思うんですが、こういったデータの一元化を図る
	というとこが1つ今回の大きな目玉なのかというふうに考えてるとこではご
	ざいますが、そういった情報の共有に関して、具体的にどういうふうになさ
	るのか例えばその未来づくり課だけでこれらの情報ってのは1つ、集約とい
	いますか、共有が難しいと思いますが、他の課との連携でありますとか、あ
	るいはその具体的に移住者の方が来られて、そういったどういったサポート、
	当然最初のそういった住宅でお仕事をいうところで1つのどういうような流
	れをイメージされてるのか、例えばUターンなり、 I ターンなり来られると
	思うんですが、そういった方々との最初のマッチングといいますか、そうい
	った入り口から最終的な出口というとこで実際お住まいになれて仕事をされ
	るとあるんですがそういったところまで、具体的なチームといいますかその、
	イメージとして例えばどういうふうな段取りでなされていくのかというとこ
	ろに関して1つ、例えばその期間的なものも含めて例えば1か月かかるもの
	なのかそれとももう少し、短いのとか、そういったとこも含めて少しお示し
	いただければと思います。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	まずそれぞれに所管している住宅であれば町営住宅は建設課とかですね、
	いろいろあるわけですけれども、そこの情報の共有というのは、今このデジ
	タル化社会の中なので、毎日更新することも可能ですし、例えば今、町のホ
	ームページをこの3月にリニューアルさせました。リニューアルしまして、
	今情報の移管をしているところですけれども、移住者の窓口からですね、全
	てがリンクしてそれが参照できるというのも1つの移住者向けの情報提供と
	しては必要なことでしょうというようなこともございますので、どういうよ
	うなスパンでというところからいきますと、通常業務もございますので、最
	終的には1週間単位ですが、先ほど申し上げますようにデジタル化された社

	会で常時情報を最新の情報にそれぞれの所管課が見直すことによって、提供
	する情報は、最新のものがご提供できるというようなことが、私のイメージ
	でございます。
	したがって、以前から移住者の方々だけでなくてですね、町民の方々から
	も言われていましたのが、やはり錦江町のホームページが見にくいというよ
	うなこともございましたので、今回リニューアルして見やすく、改善しつつ、
	さらにその桶だけではなくて情報を常に更新するということを、各課それぞ
	れが考えて情報の最新性ということが、更新することによってですね、基本
	的なスパンは1週間ごとであったとしてもですね、最新の情報が常にご提供
	できることによって利便性の向上が図れるのではないかというふうに考えて
	いるところです。
○1番	はい、1番。
久保議員	
○笹原議長	はい、久保君。
○1番	はい、随時情報を更新なさるというところで理解いたしました。
久保議員	移住者でありますとかUターンの方ってのはやはり時間軸で見て、例えば
	今当然、今住んでらっしゃるとこでお仕事なさってますので、どうしても何
	ていうかその、やっぱり時間的なものってのは非常に気になさるとこでござ
	いますので、そういった形で随時最新情報を更新いただいて、タイムリーな
	ですねそういったやり取りをされてマッチングをされていくというところで
	していただければと思いますのでよろしくお願いいたします。
	では、次の項目でございます。少し関連いたしまして、今度は短期の労働
	需要に対応するための特定地域づくり事業協同組合の整備に関しまして、こ
	ちらは比較的短期とございますのでもう少し短期の、仕事に関する組合なの
	かなというふうなイメージを持っているところでございますが、こういった
	ものはですね生産年齢人口の増加につながる可能性のある事業でございまし
	て、早い段階で設立をしていただきたいと考えるところでございます。
	こちらのですね、組合に関しましてこの設立に向けた具体的なスケジュー
	ルやまたこの組合のですね構成員、どういった業種というとこも含めて、考
	えていらっしゃるのか。またこれは1つ一次産業が念頭にある組合かと思い
	ますが、この一次産業に限ったものなのかどうかお伺いしたいと思います。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	はい久保議員のご質問にお答えいたします。
	まず特定地域づくり事業協同組合におきましては、事業者の担い手不足解
	消や人口増加対策として、全国の過疎地で進んでおるものでありまして、本

県におきましても、昨年5月に和泊町と知名町の事業者が共同で設立しました「えらぶ島づくり事業協同組合」が県内第1号として認定されたところでございます。

本町におきましても、議員ご指摘のとおり人口減少による労働者不足や農業等の繁忙期における季節労働需要等に答えるために、また、組合雇用による安定した雇用環境を整え、若者の町外流出を抑制を図るとともに、UIJターン者の受皿としての組合設立を進めるものでございます。

ご質問の設立に向けた具体的なスケジュールにつきましては、組合設立を サポートしてくださる鹿児島県中小企業団体中央会と現在、協議を進めてお りまして、予定では5月から町内の全事業者を対象にした説明会を数回開催 しまして、8月頃に組合参画に意欲的な法人や個人事業主と、組織化に向け た検討会を立ち上げ、10月までには、組合に加盟する事業者を決定する予定 でございます。

その後、11月頃に県知事へ設立認可申請を提出し、明けて1月から組合による職員求人を全国公募しまして、2月頃に鹿児島労働局へ労働者派遣事業届出を行い、3か月程度の開設準備期間を置きまして順調に行けば、来年5月から事業開始といったスケジュールで考えているところでございます。

組合の構成員につきましては、組合を設立するためには、4人以上の中小企業者、法人・個人事業主でも構いませんけれども、出資が必要となりますのでまた、組合員の派遣を受けるためには、組合に加盟することが絶対条件と事業者さんもなりますので、派遣を希望される事業者は全て、構成員(組合員)になっていただく必要がございます。

また、組合には、町内事業者であれば、法人・個人事業主または業種を問わず加盟することが出来ますので、一次産業に限った組織とはならないのではないかというふうに考えておりますが、「労働者派遣事業の適正な運営及び派遣労働者の保護等に関する法律」によって、派遣禁止業務に指定されている、例えば港湾運送業務、それから建設業務、警備業務への派遣が出来ないということになっておりますので、そういった業種の方々にはご参画いただけないものかなというふうに認識しております。

なお、組合で採用する職員につきましては、年間雇用することになりますので、事業者の派遣時期が重ならないように、年間の派遣対象事業者の組合せを調整することがこの事業組合の役目かなというふうに認識しているところでございます。以上です。

○1番
久保議員

はい、1番。

○笹原議長

久保君。

○1番	はい。最短で来年、2023年の5月を予定なさってるというところで理解い
久保議員	たしました。
	またこの組合の構成に関しましても基本的に派遣禁止業務以外は問題ない
	というところで非常にですね、何といいますか利便性といいますかそういっ
	た可能性のある組合だというところで理解いたしました。
	その中で今回4社以上が最低参画されて出資も伴うというところで、ある
	程度当然参画する事業者様のご負担もいただく形なのかなというふうに考え
	てございますが、この組合に関しまして既にそういった知名町等、先行自治
	体もあるようですが、組合の規模でございますとか実際どのぐらいの方がこ
	の組合を利用されてそういった、何て言いますかその町内への流入が見込ま
	れるのかとか、もしそういった先行自治体様の事例等で何かそういった一つ
	目安といいますか、目標となるような数字があれば教えていただければと思
	います。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	まず、この事業協同組合の立ち上げに当たっての規模感的なものですけれ
	ども、まずは小さく始めようかなというふうに考えております。といいます
	のが、季節的な繁忙閑散期の調整もございますし、当然そこで働く方々のキ
	ャリアアップとか、そういったことも考えていかないといけません。
	忙しいところをずっと回っていくということになりますと、その雇用され
	た方は非常に疲弊してしまいますので、やはり、この組合はこの錦江町の担
	い手として、やはりしっかりとこの地に根差していただく必要があろうかな
	と思いますので、働き方も含めてですね、その分はあまり詰め込み過ぎると
	いうか、そういった形での大きな規模感は考えていないところです。
	そこで、しっかりと成長したときにですね少しずつ、規模が拡大していく
	のかなというふうな認識でございます。
	先行事例につきましての詳細のことにつきましては、政策企画課長に答弁
	させます。
○高崎政策	はい。
企画課長	
○笹原議長	はい、政策企画課長。
○高崎政策	先ほど町長が申しました、えらぶ島づくり事業協同組合で申しますと、え
企画課長	らぶ島のこの事業協同組合には、8事業者が出資といいますか、加盟されて
	おります。そして従業員数につきましては、男性が2名、女性が6名、計8
	名これは島以外から、県外からということで採用されているようでございま
	す。また平均年齢につきましては、26歳という若い方々が、島のほうに入っ

	てきているというような状況でございます。以上です。
○1番	はい、1番。
久保議員	
○笹原議長	久保君。
○1番	はい、組合で働く方のキャリアアップも含めて検討されるというところで、
久保議員	知名町等のそういった先行自治体での取組で8事業者でスタッフの方も始
	め、何より平均年齢が 26 歳と非常にですね、若い方が来られると非常に期
	待の持てる取組というふうにちょっと理解いたしましたのでぜひ早い段階で
	ですね、来年5月をめどに準備をしていただければと思いますので、よろし
	くお願いいたします。
	続きまして3項目目でございます。ちょっと関連するところでございまし
	て南大隅町が先月、高齢化率 50%突破というふうな報道もございましたが、
	そのような中で本町もですねこの人口 50%の方が高齢者となる、そういった
	ところはですね時間の問題であるというふうに考えられます。
	そのように人口の半数が高齢者となってまいりますと当然、その方々の暮
	らしを支えていくためには、私ども含めたこの働く世代の流入を何としても
	この促しまして競争力のある、産業振興を図っていく必要があるというふう
	に考えているところでございますが、ちょっと今少しもうお話でお伺いした
	ところはございますが、こういったですね組合等、作るような過程で最終的
	にといいますか一ついろいろ総合振興計画の目標もあると思いますが、どの
	程度のこういった若い世代の流入を促し、特に今後ですね強化していく産業、
	もちろん一次産業念頭にあると思いますが、逆に言いますと若い方ですとあ
	る程度そういった I T分野でありますとかそういったほうの知見をお持ちの
	方もいらっしゃるかと思いますのでそういった新規産業も含めた、そういっ
	た産業の強化方針、そういったところも含めた今後のですね、こういった流
○新田町長	入施策のスケジュールや規模感等教えていただければと思います。
○無田町長	はい。
○新田町長	はい、新田町長。
〇利田町及	はい。それでは久保議員のご質問にお答えいたします。
	令和元年度に策定いたしました第2次錦江町総合戦略におきまして、2025年の「牧笠林田海 7 老」の日標な年間 40 人 いいなしております
	•
	年の「施策効果流入者」の目標を年間 40 人といたしております。 この目標達成に向けまして新年度より UIJターン者の受入れ窓ロー元 化、先ほど申し上げました特定地域づくり事業協同組合の設立、それから、 雇用支援組織の整備など働く世代の流入を図る施策に取り組んでいく考えで ございます。 現役の働く世代の流入を図ることは必要なことと非常に認識はしておりま

すが、同様に当然出ていく方々をどういうふうにこの町でキャリア形成ができるのかというところも考えないといけませんので、現在進めております、 本町の子どもたちに、キャリア教育でありましたりとか、町に愛着を持ってもらうための施策が重要であると思っております。

今年、4月から未就学児のバースデーブックの贈呈でございましたり、それから小中学生のキャリア教育、それからこのようなICTワークキャンプでありましたりとか、既存の私どものこの地に育つ子どもたちに対してですね、少しでも子どもたちがこの地域に残り、農業であれば後継者として、また地域の課題解決に向けた起業家として地元で活躍してくれることを期待しているところでございます。

また、大都市部を除いてほとんどの市町村で、少子高齢化により人口が減少してまいります。このようなことから、今後はいかに本町に関心や興味、 共感を持っていただける方々が移住や多拠点居住など様々な形で、本町と関わっていただけるのかということが大事になってくるのではないかと思って おります。

どのような産業を強化していくかという方針につきましては、本町の基幹産業は農業であります。農業や畜産など第一次産業に元気がなければ、町も活気が出てこないということと同時に雇用も生まれませんので、これまでどおり、農業を中心とした第一次産業を強化してまいりますが、デジタル技術や環境、エネルギー分野と連関した政策執行に向け、大学等の学術機関や民間企業のご協力もいただきながら、進めてまいりたいと考えております。

なお全体的なスケジュールや規模感につきましては、第2期錦江町総合戦略で掲げました令和7年の「施策流入効果者年間 40 人」と先ほど申し上げましたけれども、この目標達成を必ずや実現するために、各種施策を講じてまいりたいと考えております。以上でございます。

○1番久保議員

はい、1番。

○笹原議長

久保君。

○1番久保議員

はい。令和7年度40人の流入というところの目標達成に向けて各種施策を 講じていただくというところで理解いたしました。

また、今答弁にございましたように農業を中心としつつも今後の成長が見込めますこのデジタルでありますとかエネルギー、環境分野というところも踏まえて産業育成を図っていくというところで、ぜひ進めていただきたいというふうに考えているところでございます。

では、続きまして質問事項の2点目でございます。高齢者、障がい者の元気(安心して暮らせる助け合いと健康寿命を延ばす地域見守り型福祉の実現)

に関してでございます。

1項目目でございますがちょっと今の高齢化のところで関連してくる点が ございますが、特に山間部の集落に関しましてはご承知のとおりですね、本 当にその地域によって本当に高齢者の方がもう本当に80%、90%超えてる地 域もございまして、特にもうひとり暮らしの方が多くいらっしゃいます。

やはりなかなか日々暮らしもですね大変ご苦労をなさっている状況でございまして、ほとんど農家の方なんですが、ちょっとなかなか高齢化に伴いまして離農され、ひとり暮らしをなさっていたんですが、少しケガをされたりとか、そういったところもございましてちょっと老健施設等への入所待ちというところでございますが、やっぱり日々の買い物でありますとか例えばそのちょっとした、ATMというか銀行に行くっていうのも含めて、大変ご苦労されてる方が多くいらっしゃいます。

そのような中で施政方針の中で述べられました地域ごとの生活支援を行う 下駄ばきヘルパー制度というところの表明がございましたが、この制度がど のような役割を狙うのか、教えていただければと思います。

○新田町長

はい。

○笹原議長

新田町長。

○新田町長

高齢化の進行に伴いまして不便な状況のもとで生活をなさっていらっしゃる高齢者世帯が増えているということは、議員ご指摘のとおりでございます。これまで「できるだけ住み慣れた地域で、元気に生活できる」よう、地域包括支援センターを中心に居宅介護支援事業所や介護事業所などと連携しまして、必要なサービスを活用できるよう支援してきております。

しかしながら、サービスを提供できる事業所等が少ないために、既存の介護保険制度による支援には限界がございまして、国も地域住民の支え合いによる「地域包括ケア」体制の構築を急ぐよう働きかけているところでございます。

今回私のほうで提案させていただいております、「下駄ばきヘルパー制度の導入」につきましては、地域での支え合いを推進するための制度として検討を進めるものでございまして、例えば、買い物でございましたりとか、ごみ出しでございましたりとか、ちょっとした生活支援を必要とする方々にですね、地域の方々などがお手伝いする仕組みを構築したいというようなことを考えております。

「下駄ばきヘルパー制度」につきましては、議員もご存じのように長野県 栄村が集落ヘルパー資格を持った住民が、社会福祉協議会に登録していただ いて、ワーキングチームを構成して、介護支援にあたる制度の名称として、 用いられているものでございますけれども、ほかの自治体の「地域での支え

	合い」施策も広く調査・研究しまして、当町に合った支え合い制度の創設を
○1 巫	目指してまいりたいと思っております。以上です。
○1番	はい、1番。
○ ○ ○ 位 原 議 長	h /D 72-
	久保君。
○1番	はい。このヘルパー制度が地域における支え制度というところで今検討さ
久保議員	れているというふうに理解いたしました。
	今の答弁でございましたように、本当に買い物でありますとかごみ出しと
	いったですね、本当にちょっとした距離、買い物に関してはある程度移動販
	売車もあるんですがちょっとそういったところも含めてなかなかその、とに
	かくその出歩くのがなかなか大変になってるというとこもございますし、コ
	ロナ禍においてですねこれまであったサロン等のコミュニティにもなかなか
	もうちょっと、足をなかなか、ちょっとこう行きづらいというふうなそうい
	うふうなところも出てるというふうに伺っております。
	そのような中でこの地域でそういったできる支援を行うというところなん
	ですが、この制度に関しましてまず1つ、何といいますかそのモデル地域み
	たいなものつくっていかれると思うんですが、今後のですねその想定してら
	っしゃる地域でありますとかまたその、やはり地域の中でもそういったなん
	ていいますか実際、そういうことができる方、できない方、いらっしゃると
	思いますので、その地域の中でどの程度のメンバーといいますか人数的なも
	のも含めてつくっていかれるご予定なのか、お伺いしたいと思います。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	はい。今久保委員ご指摘のようにその地域によってですね、やはり温度差
	があるであろうというのは、私自身も考えております。
	例えば、現行の制度でございますと在宅福祉アドバイザーという既存の組
	織が現在存在しております。88当町には自治会がございますけれども、その
	中に80自治会に在宅福祉アドバイザーさんがいらっしゃいまして、現在161
	名の方が、令和3年度で登録されていると。
	ただ、地域によってはですね、1名でしたりとか、地域によっては5名い
	らっしゃるところもあったりとかですね、それぞれの地域の規模感も異なり
	ます。
	それから、例えば中心市街地の地域であったり、これがまた山間部であっ
	たりすることによって、人の関係性も若干の温度差はあるんだろうなという
	ふうには思っております。したがいまして、そういった地域ごとのですね特
	徴等を加味しながら、それぞれの地域でどういうような形のヘルパー制度を

	構築できるのかというのはもう少し時間をかけて調査研究やりたいなと思っ
	ております。
	ただし、やはり規模感的なことスケジュール的なこともございますので、
	最終的には令和4年度に制度設計をいたしまして、4年後の成果目標として
	まずはしっかりと稼働できるヘルパー制度の組織を4団体は結成していきた
	いというのが当面の私の目標ではございます。
	ただし、進める中でそれぞれの地域によってですね、まだまだいろいろ協
	力していただける、もしくは構築に参画していただける方々がいらっしゃる
	のであれば、有償ボランティアも含めてですね、やり方を検討していく必要
	があるかなというふうに思っておるところです。以上です。
○1番	はい、1番。
久保議員	
○笹原議長	久保君。
○1番	はい。今後の地域の実情に応じて制度設計をされていくというとこで理解
久保議員	いたしました。
	ちょっとそのような関連も踏まえまして2点目でございますが、特にやは
	り高齢者になりますとこの交通手段の確保というのが非常に重要な問題にな
	ってまいります。
	そのような中で、コミュニティバス路線の再編拡充、またこの乗り合いタ
	クシーの導入等に関しても施政方針の中で述べられていらっしゃいました
	が、この検討をですね具体的にどのように行っていく方針なのか。
	また、これまで先行実証で行っております、おおすみ MMO このモビリテ
	ィのサービスでございますが、実証実験等で得られた実証結果をどのように
	反映し、特にこの高齢者が利用できるサービス、どのような形にしてこの高
	齢者にご利用いただく方針なのかということに関してお伺いしたいと思いま
	す。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。はい。
○新田町長	久保議員のご質問にお答えいたします。
	今後ますます高齢化が進む本町におきまして、生活基盤である交通施策は、
	早急に取り組まなければならない課題でございます。
	そこで、現在運行しております、大根占地区のコミュニティバスの路線再
	編・拡充と合わせて、利用者宅の玄関から目的地までをドアツードアによる
	移動手段を確保する乗り合いタクシーの導入の検討を指示したところでござ
	います。
	まず、ご質問の中でございましたおおすみ MMO などで得られた実証結果

を、今後の交通政策にどのように反映していくかということでございますが、 おおすみ MMO の実証実験についても現在まだ実施中ではございまして、検 証結果というのが、まだこれからになりますので、それは、その後に検討を してまいりたいと思います。

それから現状を申しますと、肝属温泉タクシー並びに宿利原地区での本町 単独事業といたしまして、実施しておりますボランティアによる「自家用無 償運行」ともに今のところ利用がない状況でございます。これまで宿利原マ ルシェ等でですね、地域内送迎をしたという実績がございますけれども現行 運用では、利用が少ないというところでございます。

その原因につきましては、今後、おおすみ MMO で検証されることとは思いますけれども、宿利原地区を運行しておりますコミュニティバスにですね、昨年6月に職員が同乗しまして、利用者に聞き取り調査を行ったところ、肝属温泉タクシー、自家用無償運行ともにですね、利用前日までに予約をしなければいけないというところが、高齢者の方々のネックになっているというような意見を伺っているところでございます。

また、週1回運行しております、コミュニティバスで特に不便は感じていないというご意見もある一方でですね、病院受診日が合わないとか、それから、本来の地域路線のバス停まで歩いて行ったりという声も聞こえております。

これらの地域のご意見やご要望を踏まえてですね、また、今後報告がある、おおすみ MMO の実証実験の検証結果等を参考にしながら、地域や利用者ニーズに合った移動手段の確保に努めて公共交通の利便性の向上を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○1番久保議員

はい、1番。

○笹原議長

久保君。

○1番久保議員

はい。おおすみ MMO 等の実証に関しては今後、検証されて改善を図るというとこでございます。

宿利原で先行実証なさってる自家用旅客運送という形で無償ボランティアという形になると思いますが、やはり今答弁がございました前日までの予約っていうところでなかなか利便性というとこでちょっと問題が、課題があるというようなところと、あとやはりその1番ニーズで多いのがこういった病院でございますとかちょっと、例えば農協に行かれるとかですね、そういったところでなかなか利用者の方々のニーズというところと、どうしてもそのぶれるとこがあるというので、何とかしてですねここの課題をしっかり解決できるようなですね形で検討を進めていただきたいというふうに考えてござ

	います。
	、
	の移転整備事業が進んでございますが、この南隅地域、特に町内、やはりこ
	ういった高齢者の方々の病院っていうとこの通院ってのが1つ大きなですね
	やっぱり、この病院運営に関してもあるいはこの地域の皆様方のそういった
	健康を守るという観点でも、非常に重要となってまいりますが、今ちょっと
	産尿をするという観点でも、非常に重要となってよいりよりが、すりょうと
	も含めて、どのようにですねこの病院経営とこの高齢者の方々の通院ニーズ
	というのを、合致させていくためには例えばシフトでありますとかいろんな
	この新たな例えば、モビリティアズアサービスの具体的な導入というとこも
	あると思いますがどのような方針で取り組んでいかれるのか、お示しいただ
	ければと思います。
○新田町長 ○ 第 三 章 三	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	はい。今、久保議員のご指摘にあったようにですね、やはり今後につきま
	しては、必ず交通基盤がしっかりとその町の中央医療機関とのですね連携と
	いうところ、そこはジャストタイムで運行していかなければですね、なかな
	か利便性の向上を図れないというのはご指摘の通りかと思います。
	新病院における、町内の利用者を増やすための取組でございましたりとか
	につきましては、コミュニティバスのバス停をですね、病院の敷地内に設け
	まして、アクセスの利便性を向上させることを考えております。
	また、病院においては各種健診や人間ドックを初めとした特定健診後の精
	密検査がん検診などの受入れ体制を強化しまして健康管理などの疾病予防対
	策をさらに向上させることによって住民の皆様方からの信頼される病院にな
	りうるのではないかなというふうに、考えているところでございます。以上
	です。
○1番	はい。
久保議員	
○笹原議長	久保君。
○1番	はい。今コミュニティバス等のアクセスそういったバス停の再整備であり
久保議員	ますとか受診率を上げるための様々な人間ドック等のそういった予防対策に
	関しても進められるというところで、もうとにかく交通に関しても医療に関
	してもかなりもう密接といいますか結局利用者の立場で見ますとそういった
	とこをいかにですねやはり利用しやすい環境になってるかというところが非
	常に大事になってくるかと思いますので、ぜひ検討を進めていただければと
	思います。

では、最後の項目でございます3点目、地域の元気、自治会公民館の個性に応じた地域づくりに関してでございますが、今幾つか答弁いただきましたが、今後こういったワーケーションでございますとか多拠点移住者、そういった関係人口の方々の構築に取り組むとともに政策共感型ふるさと住民制度等の構築というところで施政方針の中で述べられていらっしゃいましたが、こういったですね、取組に関しまして私も昨年9月の議会において質問を行いましたが、とにかくこの働く世代の直接的な流入につながる施策でございますので、ぜひ進めていただきたいというふうに考えているところでございますが、この間現場の視察させていただきましたこの南国田舎ワーケーション等の事業が進んでございますが、これに加えまして今後ですねこういったワーケーション多拠点移住者の方々が増えてくるというところは一つ社会的なですね動きもございますので今後のサテライトオフィス等の今、神川が中心となっておりますが、ほかの地点も含めて、今後の整備規模やスケジュール等ございましたら、お示しいただければと思います。

○新田町長

はい。

○笹原議長

はい、新田町長。

○新田町長

まず現状のサテライトオフィス、それからワーケーションのことについて 若干触れさせていただきたいと思います。

まず、サテライトオフィスの整備につきましては、議員ご指摘のとおり予算特別委員会等で現地調査の際にご説明をさせていただきましたとおり、来年度、地域活性化センター神川のグラウンド側に約100㎡程度の屋外オフィスを整備する予定でございます。

また併せまして、同センターの未利用教室をオフィスとして活用できるように教室改修をしますとともに、2階にトイレを整備するところでございます。

なお屋外オフィスの新設並びに教室の改修につきましては、いずれも令和 5年3月までには完了し、完成後直ちに供用開始を始めていきたいというふ うに思っております。

さらに令和5年度には、同センターの屋上を活用したオフィスも整備出来 たらなというふうに考えております。このように今後、サテライトオフィス としてなお一層の魅力の向上と機能拡充をしっかりと図ってまいりたいと思 っておりますが、こうした整備を進めていくためには当然のことながら、サ テライトオフィスを活用していただく企業の皆様方の誘致が前提となりま す。

このため毎年、積極的な誘致活動を計画的に展開しながら推進してまいり たいと思っているところでございます。

現状からしますと今回整備します2階分も含めましてですね、ほぼほぼ、 教室は来年度は埋まる予定と見込んでいるところでございます。 それから、今後の展開としてサテライトオフィス等が不足してくるのでは ないかというところでございますが、そういった事情が当然出てくることが 1番望ましいことでございますので、町内にはまだ私どもが着手出来ていな い学校跡地もございますので、そういったところでございますとか、それか らサテライトオフィスとして、もしくはワーケーション施設として、企業さ んのニーズが例えば空き家でございましたら、一戸建ての空き家をこちらの ほうで準備をするとかですね、いろんな方法はございますので、久保議員ご 指摘のようにどんどん、ニーズが増えていくことが、この町にとっての活力 を生む、手法でもございますんで、そういったところについては強力に進め てまいりたいというふうに思っております。以上です。 ○1番 はい、1番。 久保議員 ○笹原議長 久保君。 ○1番 はい。現在の南国田舎ワーケーションに関しては順調に整備されるという 久保議員 ところと今、神川の各オフィスが近いうちに埋まる予定であると、非常に喜 ばしい動きだと思います。 昨今のアフターコロナに向けた取組というとこで、企業様の意識も大分変 わってきておりましてとにかく、密を避けるのみならず従業員の方々のそう いった福利厚生の観点からもこういった地方でのですね働き方ってのが非常 に推奨されておりまして、そういった取組をされる企業様が今どんどん増え てきていらっしゃるような状況でございますので、そういった企業様のニー ズもしっかり、お伺いしながら例えば今、ございましたように学校跡地であ りますとかあるいは空き家等のそういったですね新たなオフィスの整備とい うのもぜひ検討していただければと思います。 続きまして2点目でございますが、ふるさと住民制度に関しまして施政方 針で述べられたかと思いますが、本町にこういったゆかりのある各地の町人 会でありますとか県人会、また企業の経営者の方等もいらっしゃるかと思い ますが、そういった方々を中心にですね共感いただいてこういったふるさと 住民というふうな形になっていただくというふうなイメージなのかというふ うに理解しておりますが、具体的にですねこの、登録いただく方々の規模で ございますとか、その具体的にどういったサービスをこの制度を通じて提供 されるのか、お示しいただければと思います。 ○新田町長 はい。 ○笹原議長 新田町長。

○新田町長

はい。それでは「ふるさと住民制度」につきましてお答えさせていただきます。

まず本町の取組の理念とか、ふるさと納税寄附金の使い道などに共感してくださった方々を対象に第2のふるさととして本町との距離を近づけるため、一歩進んだ関係人口の構築手段としてふるさと住民制度を捉えております。

このふるさと住民制度につきましては、具体的には、私どもの町が進める MIRAI プロジェクト、その他の施策に対しての共感してくださった方々が、 寄附をしてくださる方々に対して、ふるさと住民カードというものをまずは 交付いたします。

その後、町内の公共施設を町民料金で利用していただくとともに、新たに整備しましたホームページと連携しているLINEアプリにより、本町の情報を随時お伝えできるような情報提供をしてまいりたいと。

したがってこのふるさと住民制度というのは先ほど議員もご指摘のあったように、本町の取組に対する共感をいただける方をターゲットにしているというところをご理解いただければというふうに思っております。

対象者の人数、規模につきましては現段階では具体的にお示しはいたしておりませんが、私のほうのマニフェストでご提示しておりますのは、4年後の目標値として100名。それから、それに関わる多拠点居住支援事業者、やはりそこに事業者が介在することによってですね、個人だけではなくて、移住・定住を推進する事業者、斡旋事業者等との連携も考えていかないといけませんので、そういった方々との連携を4件というようなことを考えております。

したがって数を増やすことも一つの成果指標かもしれませんが、いかに私どもの施策を町外の方々に訴えして、錦江町の動きをしっかりと支えていこうという関係人口構築のためにですね、このふるさと住民制度というのを活用してまいりたいというふうに考えているところです。以上です。

○1番久保議員

はい、1番。

○笹原議長

久保君。

○1番久保議員

はい。4年後をめどに100名の方が事業者の方、4事業者程度というとこで住民カードを交付するとともにLINEアプリでそういった錦江町のMIRAIプロジェクト、そういったことに共感している方も増やしていかれるというところでございますが何といいますか、本町にご縁がある方とかゆかりのある方、県人会、町人会のみならずいろいろな仕事いろんな関連でこられた方も含めてですね、まだまだ恐らくそういった方、いらっしゃると思い

ます。特に例えば、今いろいろな事業を進めていらっしゃいますが、例えばこのワーケーションでありますとかそういったところの町内のいろんなプロジェクトを開発される中で例えばいろんな全国でそういったことを展開されてる企業様も当然、こういったですね取組に関しては共感といいますか、具体的に、もう例えばその企業版ふるさと納税とかも含めて、いらっしゃいますとか、あるいはいろいろ、例えば環境エネルギー事業で協力をいただいているような事業者様も、こういったところに共感いただくような形でどんどんどんどんそういった具体的な事業も絡めてですね、していただくということがございますので、まだまだ恐らくこういった共感いただける方は増えてくると思いますので是非ですね1人でも多く、こういった方々を増やしていただくようにですね取組を進めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後の質問でございますが、そのような中でこういった関係人口、交流人口を増やされる中でアフターコロナでいろいろ、また、お越しいただくということになってくるかと思いますが、施政方針の中でこのまちの駅の設置事業というところがございましたが、このまちの駅に関してまず、先日の委員会でも少し答弁いただいたんですが、現段階で具体的な候補地でありますとかそういった検討、具体的にどういったところが対象になるのかというところと、あと既存の道の駅がございますが、そことの役割の住み分け等はどのように考えていらっしゃるのかお示しいただければと思います。

○新田町長

はい。

○笹原議長

新田町長。

○新田町長

はい。まず「まちの駅」ですけれども現在、具体的な公知、募集等も含めて今現検討しているところではございます。

まちの駅につきましては、公共施設から個人商店など既存空間を利用し、 来訪者が気軽に立ち寄れてトイレですとか、休憩場所の提供、そして1番は 来訪者が顔の見える関係でですね、その方々が地域の情報をしっかりと入手 できる、そして町の方々が1人のPRされる情報発信者としてなっていただ くことが、このまちの駅の大きな目的でございます。

よって、幹線道路沿いに設置されている、ドライバーの休憩拠点としている「道の駅」としますとこの「まちの駅」というのは、人と人をしっかりとつなぐ、出会いの場、交流を促進するための拠点施設というのがまちの駅というふうに認識しているところでございます。

この規模感につきましてはですね、今後制度公募する予定でございますけれども、4年後の登録件数を 10 件というようなことで考えているところでございます。

○1番	はい、1番。
久保議員	
○笹原議長	久保君。
○1番	はい。まちの駅、出会いの場、交流拠点というところでどちらかというと
久保議員	実際にその町なかに歩いて徒歩といいますか、そういったところで実際より
	地域との触れ合いを重視するようなイメージというとこで理解いたしまし
	た。
	その中で公募をなされてまず、10件程度のこういったまちの駅が設置され
	るというところでございますが、今答弁がございましたようにですね、是非
	ちょっともこういったなかなか道の駅でですと、どうしてもお車で来られて
	少し休憩されて、またお車でっていうとこでなかなかこの地域の魅力という
	ところの発見というのがなかなか、少しちょっとハードルが高いようなとこ
	もございますので、本当に一つでも多くのですね、このまちの駅を設置いた
	だいてこういった協力いただく事業者様にも、当然何らかのメリットといい
	ますか、やっぱり恩恵があるようなですね、形で制度設計をなさって本当に
	1つでも多くのこの魅力発信の拠点をつくっていかれるというところでぜひ
	進めていただければと思います。
	以上をもちまして質問を終わらせていただきます。
	(1番 久保議員 質問者席から降壇)
○笹原議長	ここでしばらく休憩いたします。会議の再開は 11 時から行います。
	休憩 10:50
	再開 11:00
○笹原議長	休憩を閉じて会議を再開いたします。
	次に、8番、川越君の発言を許します。8番川越君。
○8番	先に通告をいたしました 2 点について、質問を進めていきたいと思います
川越議員	よろしくお願いします。
	まず1点目ですが、認知症や障がいのある人が活躍できる事業について伺
	います。
	認知症や障がいのある人が就労することで、社会貢献活動の一環を担うこ
	とは、大きな喜びでありまた、生きがいであるというふうに考えております。
	特に今回、国の通達もありまして、認知症などで介護認定を受けたデイサ
	ービス利用者が社会参加の一環として有償ボランティアとして参加ができる
	という通達がありました。その結果、各自治体で取組が進んでいるというふ
	うに考えております。
	本町の認知症対策については、これまで認知症に係る講習会が度々開催を
	され、オレンジリング運動への取組や、認知カフェの設置などが取り組まれ

てまいりました。

また、令和3年度より認知症フレンドリーな錦江町まちづくりに取り組まれて、9年前から先駆的に取り組んでいる、東京都の町田市のデイサービス、DAYS BLG!の研修も実施をされたところでございます。

その結果様々な事業所と連携をし、認知症の人が生き生きと働いておられるというふうに聞いております。

そこで認知症フレンドリーな町を実現するために、認知症フレンドリー事業の登録促進をどのように図っていくのか。また、有償ボランティアの把握を町内の介護施設との連携によりどのように図っていくのか、まず伺いたいと思います。

○新田町長

はい。

○笹原議長

新田町長。

(新田町長 登壇)

○新田町長

川越議員のご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、「認知症フレンドリーな錦江町づくり」すなわち、認知症の方が生活しやすいまちづくりについては、役場だけで取り組めるものではなく、町内の事業所や介護・福祉施設など、様々な分野の方々と連携しながら取り組んでいくことが不可欠であると考えております。

このため、昨年 10 月に開催いたしました、同事業のキックオフミーティングや本年 1 月から継続的に開催しております、「認知症フレンドリーパートナー養成講座」等に参加してくださった方々に、役場と一緒になってこうしたまちづくりの取組を進める推進チームへの参画を呼びかけてまいっております。

その結果、現時点で町内の金融機関や建設業、小売業、農業法人、介護・ 福祉施設など様々な分野の 64 名の方々にご参画いただきまして、一緒にア イディアを出し合いながら、まちづくりの取組を進めているところでござい ます。

そうした取組の一つとしまして、事業所の代表者も含め、従業員の 20%以上がパートナー養成講座等を受講した上で、例えば、認知症の方でもわかりやすいように店内の案内表示や商品展示を工夫したり、認知症の方をボランティアとして受け入れるなど、認知症の方が生活しやすいまちづくりに向けた取組を実践する事業所を登録し、町のホームページや広報紙等で紹介する、「認知症フレンドリー事業所」の登録制度を間もなくスタートさせ、まずは推進チームに参加している事業所から、登録推進を図ることとしているところでございます。

ご質問にございました、町田市のデイサービス事業所については、企業や

自治会等と連携し、認知症をお持ちの利用者が自動車ディーラーの販売者の 洗車やコミュニティ情報誌の各世帯への配布、商店街自治会の花壇整備、保 育園での紙芝居の読み聞かせなど、有償・無償のボランティア活動を行う取 組をされており、社会や仲間と交流すること、1日の過ごし方を自ら選択す ること等が利用者の大きな生きがいづくりにつながっていることでございま す。

本町におきましても、今年度からスタートした認知症カフェ「ゆうゆうカフェ」において、町田市の取組を参考に、メンバーさんのご希望に基づき、大根占小学校で花の苗の植え替え作業や子どもたちと共同で施肥作業等に取り組んでいるところであり、メンバーさんからは、「今後も、みんなが喜ぶことをやりたい」とか、「みんなで集まってやると何でも楽しい」というような声もいただいており、また、ご家族からは「子どもたちとの交流をきっかけに認知症である、ご主人が家事を積極的に手伝ってくれるようになった」と、いうようなうれしい声も聞かれるようになっているところでございます。

現在、「ゆうゆうカフェ」につきましては、地域包括支援センター直営で実施しているため、月に1回から2回、1回当たり1時間から2時間しか開催出来ておらず、町田市のデイサービス事業所のように、毎日、しかも1日中活動できる取組を行うことは困難な状況でございます。このため、4年度から同カフェの運営を町内のNPO法人等民間に委託し、開催回数を増やすこととしており、認知症フレンドリー事業所など町内事業所等との連携をなお一層強化し、認知症の当事者メンバーのご希望を伺いながら、有償無償のボランティア活動の幅を広げるなど、認知症の方がやりたいことにチャレンジし、社会や当事者同士がつながり、生きがいを感じることができる取組の充実を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

(新田町長 降壇) ○8番 はい。 川越議員 ○笹原議長 はい、川越君。 ○8番 詳しく説明をいただきましてありがとうございます。 川越議員 本事業については、軽度な認知症の方が喜びを、働くことで喜びを、生き がいというものを感じていくと。今説明がありましたとおり、町内 64 の事 業所がそれに参加をしていただくということでありまして非常に心強いとい うふうに考えております。 町田市においては非常に大手の複数の事業者がバックアップしてまた新聞 等によりますと、千葉県の船橋はセブンイレブンといったようなところ、福 岡の大牟田がヤマト運輸と非常に大事業が受皿となっておりましたので、本

町はどうなるのかなあというな心配もしておりましたが、それは 64 か所の 事業所が協力をいただけるということで安心したところでございます。 ただ、有償ボランティアの方が何人ぐらいいらっしゃるのかというのも、 非常に切実な問題ですよね。やはり、軽度と言っても、その人の事業者が求 めること、人、それと、利用者の状態、年齢、あるいは働ける範囲、そうい ったものも細かく把握をして今回これから進めていかないと、ただその楽し んで一緒にしていくということだけでは、この事業の意味というものが、ち よっと薄くなるような感じもいたします。 ボランティアについては、福祉施設の方がある程度付き添って、休憩の時 間の1時間なりあるいはそんな長時間出来ませんので、短時間に連れていか れるだろうと思うんですが、その運用の仕方ですね、付添い方、保険ですね 傷害保険等の加入というのは、必要ではなかったのかなあというふうな懸念 もありますが、その点はどうでしょう。 ○新田町長 はい。 ○笹原議長 新田町長。 ○新田町長 まず議員ご指摘のとおり、認知症の方々もボランティアの方々も事業所も 含め、ウィン・ウィンの関係を作りなさいよというようなことがまず、この 事業の念頭にございます。お互いが当たり前として、今、活かせる力を活か していただくことによって、今後、高齢者のですね、5名に1人が認知症に なっていくという超高齢化社会に対して、どういう住み方を提供するのか、 生き方を提供するのかがこの認知症フレンドリーな錦江町ということの事業 の趣旨でございます。 付き合い方、それから先ほどご心配いただいた、とはいえ、保険とかそう いったものについてはどうするのかということにつきましては詳細な内容で ございますので、副町長に答弁をさせます。 ○有村 はい。 副町長 ○笹原議長 副町長。 ○有村 はい。ご質問ありがとうございます。 副町長 現在のカフェの方たちのその認知症の程度というところをお示しいたしま すとですね、現在、登録いただいて、カフェを開催するたびにですね我々の ほうからご案内をする方たちが 10 名程度おられます。その中で、認知症は ですねその程度によって、1からMまで5段階に分かれているんですけど、 議員おっしゃるように、大体ランク2の方がほとんどであります。それとラ ンク1の方も1人おられます。ですから、この方たちと一緒にカフェの活動 を続けているというところでございます。今後はですね、おっしゃるように、

町田市の BLG は、いわゆる認知症の方を、対象にしたデイサービス事業所でありますので、毎日、それと1日中こういう活動ができるわけでございますけど、さっきの町長の答弁にもありましたようにゆうゆうカフェはですね、せいぜい今のところ月に1、2回で1、2時間程度しか開催出来ておりません。なので、1日中のですね活動というのはなかなか難しいんですけど、NPO等の民間事業者に委託をすることによって、せめてその回数をですね、週に1回ぐらいまでは持っていきたいというのが我々の考えでございます。

事業者の方たちが、本来はですね BLG のようにデイサービス事業所なりが、そういう活動を取り入れてくれればいいんですけど、このために昨年、令和2年の9月にですね、町内の全ての介護福祉施設事業所で構成しますネットワーク連絡会というのを設立しました。3年度から、この認証フレンドリーの事業を開始することを一応目論でいたもんですから、その前に、県内でもですねその認知症の方が、例えばさっきありました、ヤマト運輸さんと連携して、荷物の配達なんかのですね、お手伝いをされてる例もありましたので、そういう事例を紹介して、介護施設のほうで、そういう取組を希望されるところはないかというですね、普及啓発といいますか、してきたんですけど、今のところは手が挙がっていない状況でございます。

ですから、取りあえずは、このゆうゆうカフェの取組をですね、NPO等に委託することによって、開催回数を増やして、まずはそこから始めていきたいと思います。

ただ一方で、さっき町長のほうからもありましたように推進チームにですね、様々な方にご参加いただいておりまして、64名の中で介護福祉施設関係の方が 18名参加していただいております。なのでこの取組自体には一緒になって取り組んでいただいているところでございますので、本当に我々も望むところはですねそういう介護事業所のほうで、BLGみたいな活動をしていただくというのが非常に1つの理想とは思ってるんですけど、何せそこは事業者さんの皆さんのお考えもあるでしょうから、当面はゆうゆうカフェをNPO等に委託して開催回数を増やすと、そこからスタートしていきたいというふうに考えているところでございます。

あと保険につきましてはですね、本年度から、大根占小での活動なんかを してるもんですから、既にボランティア保険のほうには加入しているところ でございます。以上です。

○8番 川越議員	はい。
○笹原議長	川越君。
○8番	先ほども述べましたが、事業が求めるものとそれに対応できる有償ボラン

川越議員
4年度の介護保険の特別事業会計の中に、後方支援業の業務の委託料 300 万というのが、入っておりました。これが今おっしゃった、外部に委託する部分というふうに理解していいと思うんですが、この外部に委託をする場合、民間に委託をする場合、どのようなところが対象となるのでしょうか。例えば町の社会福祉協議会とかいうような形では出来ないものでしょうか。 はい。
というのが、入っておりました。これが今おっしゃった、外部に委託する部分というふうに理解していいと思うんですが、この外部に委託をする場合、民間に委託をする場合、どのようなところが対象となるのでしょうか。例えば町の社会福祉協議会とかいうような形では出来ないものでしょうか。 例えば町の社会福祉協議会とかいうような形では出来ないものでしょうか。
分というふうに理解していいと思うんですが、この外部に委託をする場合、民間に委託をする場合、どのようなところが対象となるのでしょうか。例えば町の社会福祉協議会とかいうような形では出来ないものでしょうか。 ○新田町長 はい。 ○笹原議長 新田町長。 ○有村 はい。 副町長 はい、副町長。 ○有村 はい。 副町長 はい、副町長。 ○有村 はい。今ご質問にありましたようにですね、4年度の予算案の中に認証フレンドリーコミュニティ推進委託料 300 万を計上させていただいております。 それとあわせて、認知症カフェの運営委託料 250 万というのを計上させていただいておりますけど、先ほどご質問にありましたNPO等の民間への委託料はですねこの 250 万のほうを一応想定しているところでございます。 この 300 万につきましてはですね、本年度も予算をいただいているんですが、東京のですね、株式会社DFCパートナーズというところに、このフレンドリー事業全体のご指導といいますかその辺りをですね、専門的な視点からいただくための委託料ということで計上させていただいているところでご
民間に委託をする場合、どのようなところが対象となるのでしょうか。例えば町の社会福祉協議会とかいうような形では出来ないものでしょうか。 ○新田町長 はい。 ○毎原議長 新田町長。 ○有村 はい。 一名村 はい。 一名 で質問にありましたようにですね、4年度の予算案の中に認証フレンドリーコミュニティ推進委託料 300 万を計上させていただいております。 それとあわせて、認知症カフェの運営委託料 250 万というのを計上させていただいておりますけど、先ほどご質問にありましたNPO等の民間への委託料はですねこの 250 万のほうを一応想定しているところでございます。 この 300 万につきましてはですね、本年度も予算をいただいているんですが、東京のですね、株式会社DFCパートナーズというところに、このフレンドリー事業全体のご指導といいますかその辺りをですね、専門的な視点からいただくための委託料ということで計上させていただいているところでご
ば町の社会福祉協議会とかいうような形では出来ないものでしょうか。
 ○新田町長 はい。 ○新田町長 はい。今の部分につきましては、副町長のほうに答弁させます。 ○有村 はい。 副町長 ○佐原議長 はい、副町長。 ○有村 はい。今ご質問にありましたようにですね、4年度の予算案の中に認証フレンドリーコミュニティ推進委託料 300 万を計上させていただいております。 それとあわせて、認知症カフェの運営委託料 250 万というのを計上させていただいておりますけど、先ほどご質問にありましたNPO等の民間への委託料はですねこの 250 万のほうを一応想定しているところでございます。この 300 万につきましてはですね、本年度も予算をいただいているんですが、東京のですね、株式会社DFCパートナーズというところに、このフレンドリー事業全体のご指導といいますかその辺りをですね、専門的な視点からいただくための委託料ということで計上させていただいているところでご
○笹原議長 新田町長。 ○新田町長 はい。今の部分につきましては、副町長のほうに答弁させます。 ○有村 はい。 副町長 はい、副町長。 ○色原議長 はい、副町長。 ○有村 はい。今ご質問にありましたようにですね、4年度の予算案の中に認証フレンドリーコミュニティ推進委託料 300 万を計上させていただいております。 それとあわせて、認知症カフェの運営委託料 250 万というのを計上させていただいておりますけど、先ほどご質問にありましたNPO等の民間への委託料はですねこの 250 万のほうを一応想定しているところでございます。この 300 万につきましてはですね、本年度も予算をいただいているんですが、東京のですね、株式会社DFCパートナーズというところに、このフレンドリー事業全体のご指導といいますかその辺りをですね、専門的な視点からいただくための委託料ということで計上させていただいているところでご
○新田町長 はい。今の部分につきましては、副町長のほうに答弁させます。 ○有村 副町長 ○笹原議長 はい、副町長。 ○有村 副町長 ・はい。今ご質問にありましたようにですね、4年度の予算案の中に認証フレンドリーコミュニティ推進委託料 300 万を計上させていただいております。 ・それとあわせて、認知症カフェの運営委託料 250 万というのを計上させていただいておりますけど、先ほどご質問にありましたNPO等の民間への委託料はですねこの 250 万のほうを一応想定しているところでございます。 ・この 300 万につきましてはですね、本年度も予算をいただいているんですが、東京のですね、株式会社DFCパートナーズというところに、このフレンドリー事業全体のご指導といいますかその辺りをですね、専門的な視点からいただくための委託料ということで計上させていただいているところでご
○有村 はい。 副町長 はい、副町長。 ○在村
副町長 ○笹原議長 はい、副町長。 ○有村 副町長 はい。今ご質問にありましたようにですね、4年度の予算案の中に認証フレンドリーコミュニティ推進委託料 300 万を計上させていただいております。 それとあわせて、認知症カフェの運営委託料 250 万というのを計上させていただいておりますけど、先ほどご質問にありましたNPO等の民間への委託料はですねこの 250 万のほうを一応想定しているところでございます。 この 300 万につきましてはですね、本年度も予算をいただいているんですが、東京のですね、株式会社DFCパートナーズというところに、このフレンドリー事業全体のご指導といいますかその辺りをですね、専門的な視点からいただくための委託料ということで計上させていただいているところでご
 ○街原議長 はい、副町長。 はい。今ご質問にありましたようにですね、4年度の予算案の中に認証フレンドリーコミュニティ推進委託料 300 万を計上させていただいております。 それとあわせて、認知症カフェの運営委託料 250 万というのを計上させていただいておりますけど、先ほどご質問にありましたNPO等の民間への委託料はですねこの 250 万のほうを一応想定しているところでございます。この 300 万につきましてはですね、本年度も予算をいただいているんですが、東京のですね、株式会社DFCパートナーズというところに、このフレンドリー事業全体のご指導といいますかその辺りをですね、専門的な視点からいただくための委託料ということで計上させていただいているところでご
○有村 はい。今ご質問にありましたようにですね、4年度の予算案の中に認証フレンドリーコミュニティ推進委託料 300 万を計上させていただいております。 それとあわせて、認知症カフェの運営委託料 250 万というのを計上させていただいておりますけど、先ほどご質問にありましたNPO等の民間への委託料はですねこの 250 万のほうを一応想定しているところでございます。この 300 万につきましてはですね、本年度も予算をいただいているんですが、東京のですね、株式会社DFCパートナーズというところに、このフレンドリー事業全体のご指導といいますかその辺りをですね、専門的な視点からいただくための委託料ということで計上させていただいているところでご
副町長 レンドリーコミュニティ推進委託料 300 万を計上させていただいております。 それとあわせて、認知症カフェの運営委託料 250 万というのを計上させていただいておりますけど、先ほどご質問にありましたNPO等の民間への委託料はですねこの 250 万のほうを一応想定しているところでございます。この 300 万につきましてはですね、本年度も予算をいただいているんですが、東京のですね、株式会社DFCパートナーズというところに、このフレンドリー事業全体のご指導といいますかその辺りをですね、専門的な視点からいただくための委託料ということで計上させていただいているところでご
す。 それとあわせて、認知症カフェの運営委託料 250 万というのを計上させていただいておりますけど、先ほどご質問にありましたNPO等の民間への委託料はですねこの 250 万のほうを一応想定しているところでございます。この 300 万につきましてはですね、本年度も予算をいただいているんですが、東京のですね、株式会社DFCパートナーズというところに、このフレンドリー事業全体のご指導といいますかその辺りをですね、専門的な視点からいただくための委託料ということで計上させていただいているところでご
それとあわせて、認知症カフェの運営委託料 250 万というのを計上させていただいておりますけど、先ほどご質問にありましたNPO等の民間への委託料はですねこの 250 万のほうを一応想定しているところでございます。この 300 万につきましてはですね、本年度も予算をいただいているんですが、東京のですね、株式会社DFCパートナーズというところに、このフレンドリー事業全体のご指導といいますかその辺りをですね、専門的な視点からいただくための委託料ということで計上させていただいているところでご
いただいておりますけど、先ほどご質問にありましたNPO等の民間への委託料はですねこの 250 万のほうを一応想定しているところでございます。 この 300 万につきましてはですね、本年度も予算をいただいているんですが、東京のですね、株式会社DFCパートナーズというところに、このフレンドリー事業全体のご指導といいますかその辺りをですね、専門的な視点からいただくための委託料ということで計上させていただいているところでご
託料はですねこの250万のほうを一応想定しているところでございます。 この300万につきましてはですね、本年度も予算をいただいているんですが、東京のですね、株式会社DFCパートナーズというところに、このフレンドリー事業全体のご指導といいますかその辺りをですね、専門的な視点からいただくための委託料ということで計上させていただいているところでご
この 300 万につきましてはですね、本年度も予算をいただいているんですが、東京のですね、株式会社DFCパートナーズというところに、このフレンドリー事業全体のご指導といいますかその辺りをですね、専門的な視点からいただくための委託料ということで計上させていただいているところでご
が、東京のですね、株式会社DFCパートナーズというところに、このフレンドリー事業全体のご指導といいますかその辺りをですね、専門的な視点からいただくための委託料ということで計上させていただいているところでご
ンドリー事業全体のご指導といいますかその辺りをですね、専門的な視点からいただくための委託料ということで計上させていただいているところでご
らいただくための委託料ということで計上させていただいているところでご
ざいます。
それで、ゆうゆうカフェの委託をどこにするかにつきましてはですね、社
協でできるのかどうなのかっていうこともありますけどそこは、一応そのN
PO、民間、その辺りを含めて考えておりますので、その辺りはまだ今後検
討させていただきたいと思っております
○8番 はい。
川越議員
○ 笹原議長 川越君。
○8番 認知症の方がいきいきと生活ができる部分、生きがいを感じるような部分
川越議員というのが、そういった事業の中で幾分かカバーされていく、そういった事
業を立ち上げられましたので、民間の事業所等々も関連をしながら、それか
ら福祉施設とも関連をされながら、ぜひ、いい形で進行するようにお願いを
いたします。

	,
	次に、農福連携事業についてでございますが、現在農福連携事業体につい
	ては、南大隅町に大きな施設があるわけでありまして、町外からもたくさん
	その障がい者の方が一生懸命働いていらっしゃいます。
	農業ではありませんが、鹿屋市の作業所のほうにもですね、福祉作業所の
	ほうにも、錦江町から何人か通所していらっしゃるような状態でございます。
	これまでですね本町の農福連携の支援についてはどんなことがなされてき
	たのかなということを伺いたいと思います。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	まず町内の農福連携の取組につきましてご答弁させていただきます。
	まず現在、1戸のお茶農家さんで2か所の福祉事業所から指導員1名を含
	む、4名延べ45日間の雇用をし、1番茶から寒冷紗のかぶせ、剥ぎ取り作
	業、除草作業、落ち葉拾いなどの作業に従事していただいているところでご
	ざいます。
	また、お隣の南大隅町では、社会福祉法人白鳩会さんが、同法人の利用者
	の方々による春ばれいしょの収穫作業を、昨年から、試験的に実施されてお
	られます。
	現在、社会福祉法人白鳩会さんが中心となられて、大隅地域で農福連携を
	実施している団体同士を結びつけるプラットフォームとして、「大隅半島ノウ
	フクコンソーシアム」を設立されるとともに、県のポストコロナ農業生産体
	制革新プログラム事業に取り組まれて、農福連携を推進するための作物別、
	作業別施設外就労標準請負工賃設定の検討や交通費の取扱いなど、課題解決
	に向けた検討会等の話合い活動を進められていらっしゃいます。
	今後、町では、同法人の事前準備が整い、受入先の募集が開始される際に
	は、町内の農業法人ですとか、農家の方々に情報をお繋ぎしていきたいと思
	いますが、受入れ希望者が多数の場合は、希望する雇用者を確保出来ない状
	況が発生することも想定されますので、慎重に進めてまいりたいと思います。
	また、今後農福連携事業の導入支援につきましても、ある一定の実績を得
	られた後にですね、受入農家の皆様方からの要望もお聞きしながら、分析・
	評価を行い、必要に応じて検討を行ってまいりたいというふうに考えており
	ます。以上でございます。
○8番	はい。
川越議員	
○笹原議長	川越君。
○8番	大隅の園さんが大きな受入れの窓口であることは理解をいたします。先日
川越議員	ですね、ちょっと身体の障がいが軽い方と会いましたが、「何か仕事ちゃね

	,
	な?私たっができるようなとは。」と、「農家の手伝いでもいいんだが。」とい
	うふうに言われたことがこの質問のきっかけでもあるわけですが。この「私
	たちにもできる仕事はなかな、農家の手伝いでもいいが」っていうような軽
	いその、例えば障がいの人たちの就労の窓口というのが本町行政にはありま
	すか。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	はい、明確に障がい者の方々とかっていう訳ではございませんけれども例
	えば高齢者の方々であればその機能に応じて、シルバー人材センターへの登
	録でございましたりとか、あと、私どもが、先ほど久保議員の答弁にもさせ
	ていただきましたが、無料職業相談所でございますとか、そういった窓口は
	ございます。ただ、どこに行っていいのか、明確にどこを頼っていけばいい
	のかっていうのが分かりづらいというのはご指摘のところかもしれません。
	例えば生活を含めた形でのですね、相談窓口といいますと、地域包括支援
	センターといったものもございますので、そこらあたりは、情報をもう少し、
	私どもも整理して、欲しい方にダイレクトに情報が届くようなですね、体制
	もちょっと考えていかなければいけないなというふうに考えているところで
	す。以上です。
○8番	はい。
川越議員	
○笹原議長	川越君。
○8番	おっしゃるとおりですよね。どこに行ったらいいか分からないというよう
川越議員	な方がいらっしゃるし、働きたいけど何があるのか分からないというような
	方もいらっしゃると。そういった人たちに丁寧に答えられるような、1つの
	窓口というのもつくっておかないと、やはりこういった、どっかねなという
	ような形で、まだお若いのに働く場所がないというようなことも、たまたま
	あるわけです。ですからぜひそういったですね、窓口をひとつですね、どっ
	かに設けていただきたいなというのが私の希望でございますし、今町長が答
	弁をされたようにこういったところがありますよっていうようなことを、ち
	ょっとこうアピールしていただければ包括支援センターに行ったり、シルバ
	ーセンターに行ったり福祉センターに行ったりということだろうと思いま
	す。
	ただ、シルバー人材センターの場合は私も先般からお話をしてるんですが、
	年齢が 60 歳以上というような規定がある関係から、若いちょっとできるよ
	っていうような人たちの雇用がなかなか出来ないと、それでちょっと若い方
	に向けての窓口を広げてもらえないかというようなことも度々言ってまいり

ましたが、それもシルバー人材センターがそういう規約にのっとってやって いるのであるからというようなことでそのあとは何も言えませんでした。 本町においてもですね、さっきお茶農家等の受入れ等もありましたが、外 国人労働者を受入れて大々的にですね農業もやっていらっしゃる方もあるわ けですね。そういったところに、将来の人たちに是非雇用していただくよう な、そういった呼びかけもしていただきたいと思います。 さっきから認知症のある方あるいは障がいのある方というような形で、農 業ばかりではなくてですね本人の希望する職種というものを、繋いでいける ということが大事なことじゃないかなというふうに考えているところです。 そこでそういったシステムの構築が必要と考えております。それについて はいかがでしょうか。 ○新田町長 はい。 ○笹原議長 新田町長。 ○新田町長 はい。議員ご指摘のとおり多様な方々がいらっしゃる。お話の中でござい ました農業法人さんにつきましても、いろんな方々を雇用していただいてい るというのを実際私も確認しております。 あとは、就労したい方が、どのぐらいの就労時間で、例えば、賃金につい てもどのぐらいを希望されてという、ところの就労者側のニーズとそれと今 度は雇用する側の事業所側の体制というところのニーズもしっかりと、マッ チングしなければ、一方が働きたくてもですねそこを、その機能という能力 を生かすようなですね、職場でなければ、なかなか持続性というところから いきますと難しゅうございますので、そういった事業者さんの、このご指摘 の問題につきましては、単なる雇用と就労という問題だけではなくて、先ほ どの認知症フレンドリーな社会だったり共生社会に向けての大事なことでご ざいますんで、しっかりとまず、その就労希望者であられる方がどういった 方々が、ニーズがあるのかというところを私どもとして調査をした上で、そ して、それを事業所にどういうふうにお繋ぎできるのかというところを、調 査分析をして、参らないといけないなというふうに感じているところでござ います。以上です。 ○8番 はい。 川越議員 ○笹原議長 川越君。 ○8番 はい、ぜひよろしくお願いをいたします。 川越議員 それでは次に、仮称ポイ捨て等禁止条例についてということでお伺いをい たします。 錦江町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第3条並びに第4条では、再生

資源の回収、分別収集、再製品使用の推進などを通じて、一般廃棄物の減量 化、それと資源化を推進するために、行政、町がです、町とそれと私たち町 民の努力事項役割というものが示されているというふうに受け取っておりま す。

また、第12条では、空き缶等の散乱防止が町民の努力事項として示されておりますが、最近では空き缶やペットボトル、プラスチック包装、紙製品、また近々ではマスクなどのポイ捨てが非常に目立つようになりました。

また、犬や猫のふんなども放置してあります。度々無線でもって、犬のふんの処理を呼びかけておりますが、なかなか実行、うまくいかないようなところもあるようでございます。

このような実態を踏まえまして、町民のマナー向上や特に犬や猫の愛がん動物の飼育の責任を認識していただくために、これらに係る条例の制定が急がれると考えますが、いかがでしょうか。

○新田町長

はい。

○笹原議長

新田町長。

○新田町長

議員のご質問にお答えいたします。先般、南日本新聞でも報道がなされま したように、愛がん動物に対する対応というのはそれぞれの自治体で動き始 めているというのは私どもも承知しているところでございます。

議員ご指摘のとおり、最近、道路上に空き缶、プラごみ等が投棄してある 状況が度々、見受けられていることも事実です。

また、例年実施しております海岸清掃や町内一斉清掃におきましても、空き缶やペットボトルの回収量が増加傾向にあるところでございます。そのような状況の中で、「ポイ捨て等防止条例」につきましては、県内で13市町におきまして制定されておりまして、近隣では南大隅町が平成27年、垂水市が平成30年に施行しております。

本町におきましても観光振興、それから住環境の向上の面からも抑止効果の観点からですね、制定する方向で検討してまいりたいと思っております。

また愛がん動物の飼育の責任を認識させるための条例整備についてですけれども、やはり人の生活に潤いを与えるために飼育されている犬猫、その他ペットと呼ばれる動物を飼うことは、「動物の愛護及び管理に関する法律」の基本原則に基づいて、適正な飼育環境のもとで管理をしていただきたいというのが責務として謳われているものでございます。このため、鹿児島県におきましても「動物の愛護及び管理に関する条例」が整備されまして、動物の飼養及び保管等について明記されているところでございます。

議員のご質問にありますように、犬や猫のふんの放置に対する苦情等が、 最近、役場に多数寄せられておりまして、その都度、防災行政無線等を通じ

て、適正に処理していただくよう周知・広報を図っているところではござい ます。このような状況でもありますことから、町としましても、生活環境の 保全や愛がん動物等の飼い主の責任、ふんの処理の義務化等を含む、条例等 の制定につきましては、前向きに検討してまいりたいと考えているところで ございます。 ○8番 はい。 川越議員 ○笹原議長 川越君。 ○8番 はい、ぜひですねこの条例については制定をしていただかなければ、今の 川越議員 ような環境の中では、なかなか問題があり、住民間の諍いというようなもの も見えるようでございます。 大についてはですね、野良犬がいるよって言うと保健所が取りに来てくれ る。ところが、猫に関してはですね、動物愛護法とか何とかというのに引っ かかるので、なかなか手出しが出来ませんよっていう行政の担当の方が度々 そういう返事をされるわけですね。で、犬は狂犬病予防法によってその飼育 がはっきりしておりますので、その辺は問題はないと思うんです。ただ猫に ついてはですね、飼い猫であるのか、野良猫であるのかよく分からないよう な、区別が非常に難しいというようなことであります。飼い猫についてはで すね、飼い主の名前をつけるとか不妊治療もしっかりやっていただくとか、 マイクロチップ等も埋め込んでもらうとかいうような働きかけも今あるよう でございますが野良猫については、動物愛護団体あるいは獣医さんを通じて 保護をしていただくというような連携も必要だというふうに考えておりま す。 今回ポイ捨ての条例をつくっていただくならば、その中に、もう必ずこの 愛護動物の処理の、ふんの処理、あるいはその生まれた子どもをポイ捨てし ていくと幾らも増えてまいりますそういったもの、それから、近隣住民の生 活環境には支障をきたす、そういった野良猫の餌やりとかそういったものも ですね地域の中で、よく理解をしていただかなければ、もう大変な問題であ るというふうに考えます。今、申し上げたような野良猫と飼い猫との、例え ば飼い猫であれば、そういった方法。野良猫であれば、動物愛護協会とかあ るいは獣医さんと連携をしながら、不妊手術をしていただくとかっていうよ うなさくら猫のですね増加っていうのを、これから考えていかなければなら ないと思うんですね。そういったルールづくりをやはりですねしっかりとし ないと、もう非常に繁殖が激しいですので、あっという間に 20頭 30頭とい うようなことになってまいります。

それから南大隅町においてはもうみだり餌をやるなともろに禁止をしてお

りますし、そういったものについては5万円の以下の過料を科すよというよ うなこともですね具体的に謳われております。そこまでしないとですね、な かなかその整備が出来ないのではないかなというふうに考えます。それと私 たちが、ポイ捨てやいろんなその違反行為について、苦情申し上げますと人 間の感情が交錯してですね、喧嘩になりかねないんですが、お隣では、環境 美化指導員という設置がございまして、そういったものを指導していくとい うようなそういった設置もあるようでございます。 今申し上げました、野良猫に対する対応といいますか、そういったものと、 それから、環境美化指導員というようなそういった特別なその役割をしてい ただく方をぜひ設置していただくというのはいかがでしょうか。 ○新田町長 はい。 ○笹原議長 新田町長。 ○新田町長 まず野良猫をという定義ではございますけれども、なかなかこう、どれが、 どういう状態にあっているのが野良猫なのかという所の定義が非常に難しゅ うございます。 それから今、苦情等が寄せられている、ふん等の処理については、それが、 野良猫なのか、飼い猫なのか、そういったところも区別というのも難しゅう ございます。 絶対量としてですね、飼育している、飼い猫であるならば飼養している人 がしっかりと管理するというのがまず大前提でございますので、そういった ところは、指導しつつ、野良猫の頭数等を増やしていかないというような施 策としてですね、不妊去勢手術等の助成といったものも一つは、政策効果と してはあるだろうなというふうには思っているところです。 それから、環境美化指導員等につきましてはポイ捨て条例等の中でですね それを実効性が担保できるものであるならばですねそういったものも取組を したいとは思っておりますが、その地域猫、野良猫等についての他の自治体 の例も含めまして担当課に調べさせておりますので、健康保険課長からです ね、詳細を答弁させます。 ○猪鹿倉健 はい。 康保険課長 ○笹原議長 はい、健康保険課長。 ○猪鹿倉健 はい。それでは、議員のご質問にお答えさせていただきます。 康保険課長 まず、鹿児島県におきましては、令和3年度から飼い主のいない猫に対し て地域猫活動という補助金を交付しております。この地域猫というのはです ね、地域の有志、もしくは、地域住民の理解と協力を得た上で、飼い主のい ない猫を地域で管理する猫として登録をして、猫の不妊・去勢手術やえさ場 の管理、ふん尿の後始末など一定のルールに従って、1代限りの命を全うするまで地域内で飼養管理をする活動になります。

この地域猫活動のポイントといたしましてはですね、地域住民、ボランティア、ボランティアという方については経験のある団体であったりとか、個人の方になりますけれども、そして行政であります。この3者が欠けることなく、共同と活動の一致した理念がですね、問題解決となりますので、この地域猫活動が鹿児島県が令和3年度から、それから、本年9月からですね、志布志市が同じように、この地域猫に対しての不妊・去勢手術の助成事業を行っております。

それから、野良猫に対しての不妊・去勢手術については、南種子町が助成をしております。それから、飼い猫に関してのそういった、不妊・去勢については奄美市と宇検村、徳之島町が実施をしております。

また、公益のですね日本動物愛護協会や動物基金が個人に対して、不妊・去勢手術を実施している助成制度もありますので、公益財団法人が活用するものについては、3月と9月に、不妊・去勢手術を実施した後の申請ということになりますので、またそういった事業の活用をしたいという方がいらっしゃった場合はですね、健康保険課のほうで案内をしたいというふうに考えております。

やはり、地域猫で登録をして、管理をしていくとなりますと、やはりその 命を全うするまで管理するということはやはり、地域住民の方の協力が得ら れなければ、難しい問題もありますので、先ほど町長のほうから答弁もあり ましたとおり、そのような施策の体制づくりを整理した中で、事業の実施に 向けて取組を検討したいというふうには考えているところでございます。

それから、餌やりをやっている方への指導が、先ほど質問されましたけれども、やはり町としてはですね、動物愛護の管理に関する法律の中で、むやみに殺傷したりとか傷つけたりすることが出来ませんので、えさやりをやってる方については、鹿屋保健所と連携した上で、直接、指導に出向いております。その中でですね、餌やりをむやみにやることは、周りの住民の方に迷惑をかけてしまいますので、やめていただくように指導しております。そして、餌やりをするのであればですね、やはり自分の飼い猫として責任を持って管理していただくような指導も実施しているところでございます。以上です。

	9 0
○8番	はい。
川越議員	
○笹原議長	川越君。
○8番	詳細にわたりありがとうございました。不妊手術等もですね、もう補助金

川越議員 を出してるというような話は聞いておりました。ぜひ私たちの地域もですね そういった形の中で、条例が制定されればいいなというふうに思っておりま す。 また餌やりについては鹿屋保健所のほうで指導されるということでしたの で、ぜひその辺もですね、何ヵ所か、そういうような地域がございます。そ ういったところも地域の方々が苦情を言われるところもございます。地域猫 として飼っていくにはやっぱりそれなりの責任も伴われますので、その辺が どこまで理解がつくのかよくわかりませんが、ぜひ適切な指導と地域猫への 移行といいますか、そういったものもですね、手がけていただければいいの ではないかと思います。 先ほどちょっと言い忘れましたが、ポイ捨ての件ですが、先日、にしきの 里の店長さんとお会いしたら、もう「ゴミがわっぜぇぞ」と。「もう捨ててく れるな」という、ポイ捨てのごみを投げ捨てるなという看板をですね、ここ から持って行かれましたので、行政で作られたのか、頼まれたのかわかりま せんが、やはり、こういった、美化指導員を置くことによってですね、非常 に草等が繁茂してるところに、よく投げ込まれると。人がいない所、空き家 などに投げ込まれると。そういったところにはですね、適切にこういった委 員を置くことで、看板も設置ができるのではないかなというふうに考えます。 錦江町も神川それから花瀬なり、大きな観光地持っておりますので、人が 来ればどうしてもそのごみについては、非常に難儀なことです。そういった ものも含めて、看板の設置等も適宜、やっぱやっていただければいいのでは ないかなというふうに考えます。 以上、2件質問をさせていただきました。ありがとうございました。 (8番 川越議員 質問者席から降壇) ○笹原議長 次に、7番池田君の発言を許します。7番、池田君。 ○7番 はい、7番。 池田議員 (7番 池田議員 質問者席へ登壇) ○7番 はい、お疲れさまです。早速、質問に入らさせていただきます。 池田議員 大原中学校跡地の活用について町長と教育長にお伺いいたします。旧大原 中学校跡地におきましては、平成22年10月から平成24年3月まで、足か け2年でしたが、NPO法人ネイチャリングプロジェクトという組織が、自 然環境を利用した社会的アグリフードビジネス科を立ち上げ、主に職に就い ておられない、仕事にですね、おられない若者を対象に校舎や付近の畑を利 用して再就職への要請の場として、教育を行っておられました。

その後、令和2年12月に株式会社バズラボというところが県外からの新規

	就農者 30 名を誘致、また地元住民の雇用と農福連携を目的としたキクラゲ
	の菌床栽培と集荷場として、跡地を借りたいとの申請が行われ、その後校区
	で説明会も行われたところです。そのような中、まず大原中学校跡地のキク
	ラゲ栽培予定は、現在どのようになっているのか、お伺いいたします。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	池田議員のご質問にお答えいたします。
	まず、これまでの経緯を申し上げますと、議員も先ほど触れられましたけ
	れども令和2年 12 月に福岡市にある某株式会社の方が来町されまして、キ
	クラゲの菌床栽培及び集荷場として旧大原中学校跡地を借用したいという申
	出があったところでございます。
	県外からの新規就農者を30名ほど誘致し、地元住民の雇用や、農福連携に
	よる障がい者雇用も計画しているというようなことでございました。
	このため当町でも、その対応として関係各課で協議検討を重ね、新規就農
	予定者との個人面談や町議会への説明を行うとともに、昨年4月には大原地
	区の皆さんへの地元説明会も開催いたしたところでございます。
	その結果、地元の皆さんからも、農地の貸出しや新規参入されることにつ
	いてはご了承いただいたところでございます。その後 10 名の農家さんから、
	新規就農計画の認定申請が町に提出されましたので、内容を審査の上、全員
	に対して、計画認定をいたしました。
	しかしながら、今のところ大原地区への新規参入は実態として全くないと
	ころでございます。なお、大原地区への報告につきましては、3月中に教育
	委員会の方で同地区との意見交換を計画いたしておりますので、その際にご
	報告する予定としているところでございます。以上でございます。
	(新田町長 降壇)
○7番	はい、7番。
池田議員	
○笹原議長	池田君。
○7番	はい、住民説明会を受けた大原地区なんですが方々の中には、本当にこう
池田議員	期待する中で、不安視する方も多かったようです。というのも、先に行われ
	たアグリフードビジネス科の場合は1年目はよかったのですが、2年目頃か
	ら授業は行われず、近くの畑が貸与され、各人でそれぞれ自分で作物を作り
	販売しなさいというような指導のもと、多くの若者が目的を失ったように、
	木陰で座っている姿が見受けられたからです。
	そんな中でも、1人だけの方だけは地元の水田を借りて、水守や田車押し、

そして地域の行事にも積極的に参加され、最後まで頑張っておられました。 総合的には、ほとんどの若者の期待が裏切られた姿を住民たちは目にして いたと思います。 そのような経緯がありましたので、住民はこの事業に大きな期待とまた不 安も覚えていたようです。そしてキクラゲ栽培構想のその後の説明が欲しい との声も聞かれておりました。 このようなことから、経過につきまして今後地元の公民館あたりでですね、 説明会が行われる考えはないでしょうかというお伺いをするつもりでした が、今の答弁の中で3月、されるということで理解いたしました。 そうなんですが、今それは中断しているものなのかそれとももう、ないも のなのかそれによって次の質問に変わっていくんですが、ちょっとだけ。 ○新田町長 はい。 ○笹原議長 新田町長。 ○新田町長 はい。それでは産業建設課長に詳細を答弁させます。 ○荒木産業 はい。 建設課長 ○笹原議長 産業建設課長。 ○荒木産業 それではただいまの質問に対しまして、答弁させていただきたいと思いま 建設課長 す。 まず、昨年の8月に新規参入の申請をされました、農家さんにつきまして は、やはり計画書を見ますと、キクラゲ栽培にはどうしても、ハウスの建設、 それから各種施設の整備等3千万ほど、当初の経費がかかるというような計 画になっております。 そして、この新規就農者の申請という制度で、認定新規就農者になります と、国の事業なんですけれども、無利子でですね、限度額 3.700 万までの青 年等就農資金というものが貸付けされるという制度もあります。 しかしながら、錦江町において実際の営農実態がなく、まだ農業経営も開 始してないところには、これは国の貸付制度ですので、なかなかこの資金の 認定がおりないところではないかというのが一つ推測されます。 なおまた、今後の参入についてどのようなことかということで私のほうも 連絡を試みたんですが、今担当窓口となっていらっしゃる会社の代表の方も 連絡がつかないところでございました。 そのようなことから、今のところですね、完全に向こうから断念しますと いうような返事が来たわけではございませんけれども、参入の動きはないと いうことで、町としては判断をしているところです。以上です。 ○7番 はい。

池田君。
はい、分かりました。今答弁の中でですが、私はですね次のですね質問は、
 キクラゲ栽培の事業がなされない場合について、まず考えたものですから、
そしてまたこれがあまり進まないのであれば、この人たちにことってでもで
すよ、使用できればということで大原中学校跡地のグランドとかですね、そ
こは何か、ドローンの練習用とかそういうのにしようと思ったものですから、
またこれ、移させていただきます。
今後、高齢化による農業の担い手不足、また労働者不足が懸念される中、
スマート農法に頼らざるを得ない時期が来ようとしております。そのような
中、まだ早いのかもしれませんが、先もって錦江町の農業の将来を考えたと
きに、ドローンのことについて、ある程度地域の取得が必要と考えます。
そこで、旧池田中とか大原中があるんですが特に今回、大原についてです
が、中学校跡地のグラウンドをドローンの練習場や基地として活用する考え
はないか。また、体育館や校舎の一部をドローンや資材、農薬などの置場と
して活用出来ないか、町長と教育長のほうにお伺いいたします。
はい。
新田町長。
まずドローンのいろんな活用策としての中学校跡地のことでございますけ
れども、国内でドローンを飛ばす場合については航空法ですとか、小型無人
等飛行禁止法など、法律を守りながら安全な飛行を実施しないといけないと
いうのは議員もご承知のことかというふうに思っております。
また農薬散布を行う場合や、釣りで使用する場合、空撮した動画や画像を
インターネットで公開するなど、ドローンの使用用途によって、順守すべき
法律等も変わってまいります。
議員のご質問についてですけれども、中学校の跡地のグランドをドローン
の練習場や基地として使用する場合の主な条件としましては、航空法の飛行
禁止エリアに関することとして、目視の範囲内で飛行すること、人や物、建
物などからドローンまで 30m以上の距離を確保することなどが定められて
おります。
ドローンのサイズにもよりますけれども、もし、このような条件をクリア
して、ドローンの練習場や基地の開設を希望される企業さんや事業者の方が
ありましたら、地元の皆さんのこ息兄、同息をいたたいた工で、そのはかの
古種仏り寺を傾うしく使用しくいたたくことは可能がとは行しより。 また、体育館や校舎の一部をドローン、資材、農薬等の置場として活用す
ることにつきましても、同様の考え方でございます。以上です。

○7番	はい。
池田議員	₹AV 'o
○笹原議長	池田君。
○7番	7番。はい、ありがとうございました。
池田議員	私もですね、この質問するにあたり価格の安いものですがまず、自分で安
	いのを購入してですね、自分では苦手なので近所のこういう機器の対応にで
	すね長けている方を、相談いたしまして扱い方を習ってみました。
	小さい性能もありますし、また電波の関係とか、そういうのがあったんで
	しょうが、なかなかですね思うように私も手こずったわけですが、こういう
	先々ですね、ドローンを活用しようかなという方であっても、相当やっぱり
	練習しておかないと自分の思ったような、操作は出来ないと思っております。
	そのようなことから、とにかく障害物の少ない広い場所が必要だと思って
	いるところです。
	現在、錦江町におきましては、さつまいも1件、シキミで2件のドローン
	の活用がなされているようです。
	私は特に今回この質問したかったのはですね、大原校区の茶園においては、
	周りに薬害が発生する作物が少ないことから、ものすごく流行っていくもの
	と考えておりましたが、現在のところ、重量的なものによるものなのか、生
	産者の中ではまだ考えていないとのことでした。
	しかし、今後作物全般に安全な農薬の開発、またドローンの能力の開発が
	進んでいけば、将来茶業にもドローンが活躍するときが来ると思っておりま
	す。
	やはり、錦江町での問題点は圃場が狭い、それから隣接する圃場に別な作
	物がある。何回もかけると農薬の抵抗性などの問題が挙げられるようです。
	現在では農薬として、アミスターなどが散布されているようです。今後は
	ドローンによる肥料散布や作物の播種などに活用されることが期待されま 、
	す。
	ところで最近では、ドローンの活用拡大が予想されることを受けて、志布
	志とか大分など九州の各地でも講習が開催されているようですが、先々は免した。
	許制になっていくのではないかと聞いております。
	今のうちに講習を受けていたほうが、将来有利になるのではないかという
 ○新田町長	考え方から、ドローンの免許取得に支援する考えはないのか、お伺いします。
○笹原議長	はい。 新田町長。
○新田町長	利田町長。
O/171 FH 1 7 K	それでは他田巌貝のこ質問にね合えいたします。町内では、
	旧じいじりは旬座11によりよして付に、辰未で怀未、小座未はとにわいて、

今後、ますます人手不足が顕著になることが懸念されており、その解決策の 一つとして、ドローンの活用が期待されているところではございます。

議員がご指摘いただいたように、ドローンの町内の農業分野での活用状況 については、サツマイモ農家がお一人、それから枝物作物の薬剤散布でお2 人というような形で3名の方々がご利用されているということは、承知して おります。

ご質問のドローンの免許取得により、運搬等の機能を生かした農林業等における活用のほか、上部からの写真・動画の撮影機能、産業分野だけでなく個人の趣味的な領域も含めて、あらゆる分野での活用というのは可能かというふうに思っております。

このように取得した免許等の活用範囲が、産業分野に限られるものではなくて、例えば個人の趣味の分野にも関連する領域に及ぶことでもございますし、また、今後国もみどり戦略の中で、スマート農業ということを申されてますので産業分野で止まる分野ではないかもしれないという懸念も含めてですね、ますますドローンの活用というのは推進されるということからしますと、ドローンの免許取得に対して支援するというのは現段階では考えていないところでございます。

私どもが、これを検討するに当たってはですね、やはりこれまでも農業分野においては、フォークリフトとか、大型特殊とかそういったものについても事業者さんの努力で取得していただいておりますので、そういった従前の活動と同様にですね、それは位置づけるべきものではないかなというふうには思っております。

ただ、免許取得等についてはですね、一定の例えば雇用保険事業所とかになりますと、人材開発支援助成金なるものが、免許取得補助としてハローワークを窓口にしますけれどもそういったものがございましたり、購入補助につきましては、今、先ほど申し上げました国のみどり戦略の中で農水産省の産地生産基盤パワーアップ事業、こういったもので導入支援はできるかなと、国も導入支援しておりますので、したがってそういったところもございますので、免許取得については、現段階では検討しておりませんが、機器等の導入については、農水省も全面的にバックアップしておりますので、そういったものをご活用いただければいいのかなというふうに思っているところでございます。以上です。

	C 4 4 7 6 M C 7 6
○7番	はい。
池田議員	
○笹原議長	はい、池田君。
○7番	はい、やはり先々国のほうがですねいろんなこの機器の導入に関しても、

池田議員	支援がなされていくかもしれませんので、錦江町の将来の農業の発展のため
1=11,000	にはですねぜひ必要なことかと思いますので、ご検討してもらえればと思っ
○笹原議長	ているところです。
○世//研及	池田君。池田君に伺います。12時半までには終わらないと思いますので、
	ここで切っていいですかね。
○7番	どこからでもいいです。切ってもらえれば。
池田議員	
○笹原議長	それではここで休憩をいたします。はい。よろしいですか。
	1時から再開いたします。
	(7番 池田議員 質問者席から降壇)
	休憩 12:00
	再開 13:00
○笹原議長	休憩を閉じて会議を再開いたします。 7番、池田君の発言を許します。
○7番	7番。
池田議員	
	(7番 池田議員 質問者席へ登壇)
○7番	次に、町水道未整備地区の今後の考え方についてですが、まず、町水道未
池田議員	整備地区におきましては、高齢化などにより水道の管理に苦労されていると
	ころが増えている。行政としての支援策はどのようになっているのか伺いま
	す。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	それでは池田議員のご質問にお答えいたします。
	自治会や複数の世帯で共同管理している簡易水道組合等につきましては、
	飲料水水質検査に合格した水源を利用している施設に対して、「自治会簡易水
	道事業補助金」を交付しております。
	この補助金は、町営水道の給水区域外の簡易水道組合等を対象に新設や改
	良工事に伴う経費のうち、水源調査費や水源施設、浄水施設、送水施設及び
	配水池施設整備事業等に対して交付いたしており、平成30年度に補助率を
	60%から80%に引上げて運用しているところでございます。
	ただし、地下のボーリング予定地の電気探査や地下ボーリング及び水質検
	査等に係る調査費に対する補助金の上限は 180 万円でございますので、施設
	整備を直営工事で実施する場合は、原材料、費借上料、燃料費について助成
	上版を固含工事で実施する場合は、原材料、質情工科、原料質に 50 での成 し、人件費や労務費等は補助対象外としております。
	また、同一箇所に係る整備・補修工事等に対する補助金交付は1回限りと
	しているところでございます。以上です。

○7番	はい。
池田議員	(AV 'o
○笹原議長	池田君。
○7番	はい。60%を80%に引上げてもらったり、ボーリングでは上限180万との
池田議員	│ │回答をいただきましたが、今ですねやっぱり、水道組合は個人であったり、
	数人での団体であったりしますが、高齢者も多くてお金をかけてあと何年使
	用していくのかとか考えたりですね、なかなか難しい問題だと思います。
	住民のことを思えばですね、何とか行政の支援をお願いしたいわけですが、
	行政のほうでも各地の水道状況の把握もしておく必要があるのではないかと
	思います。
	続きまして、田代新田の平山水道組合の水は新田グラウンドやでんしろう
	の森のトイレにも供給されておりますが、水源地の水量が大変減少して、支
	障が生じていると聞いております。支援策をどのように考えるのかお伺いし
	ます。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	議員ご指摘のとおり、平山水道組合が複数戸で構成されているということ
	でございますれば、先ほど答弁しましたように自治会簡易水道事業補助金等
	を活用して施設整備の更新、そういったものにご活用いただけるのではない
	かというふうに思っております。
	また現在、今使用している水源地の水が枯渇し、新たな水源地整備、送水
	管の敷設を行う場合も対象となり得ますので、受益者の皆様方で協議・検討
	をしていただいて、本補助事業等を活用していただければありがたいと思っ
0	ております。
○7番	7番。
池田議員○笹原議長	 池田君。
○7番	他田石。 はい。現在ですね、でんしろうの森のトイレには、「水源地が渇水のため、
池田議員	水が出ない場合があります。渇水時は、花瀬公園等のトイレをご利用くださ
	い」との張り紙がなされているところです。水源地が少ないですので地元の
	方と水源地確保のために、付近を見回ってみましたが、近くにあるのは、以
	前、内ノ牧の方が田んぼの水源地として使っていたものがありました。
	しかし、先々上のほうにある杉林の伐採が行われましたら、将来ここも水
	量が少なくなる可能性があります。
	この地区からですね、距離は少し長くなるんですが、内ノ牧というのが上
	にありまして、この内ノ牧方面には少し水があるんじゃないかと思いますが、

	調査してですね、検討することが必要と思います。
	特にこの内ノ牧方面をですね、水源地になるようなところがありそうなん
	ですが、町としてでもですね、ちょっと1回調査してみて、町も何かそうい
	うのに関わって一緒になってやるのか、それともその水道組合だけで町の助
	成をもらいながらしたほうがいいのか、そこあたりも検討してもらいたいと
	思いますがどうでしょうか、その内ノ牧方面での水源地調査のほうは。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	議員ご指摘のとおりでんしろうの森のトイレにつきましても、平山水道組
	合への余剰水を活用させていただいているという所は認識しているところで
	ございます。
	まずは、飲料水を確保するという点から、主眼を置きますと地域の方々、
	当然私どもも支援はしますが、地域の方々でしっかりと水源を確保し、それ
	に対する整備をまた町が助成していくというのが1番いいのかなと思ってお
	ります。
	でんしろうの森のトイレにつきましてもですね、当然今の余剰水をいただ
	いているところではございますけれども、その調査何如によっては、トイレ
	自体を変更していかないといけないのかなというところもございますので、
	まずは、地域の方々の組合の方々と一緒にその調査をするということはあり
	かなというふうに思っております以上です。
○7番	はい。
池田議員	
○笹原議長	7番、池田君。
○7番	はい、やはり町の関係のそういう新田グラウンドとかですね、でんしろう
池田議員	の森、そこあたりにも一部供給がなされておりますのでこの組合の方々と一
	緒になって、検討いただきたいと考えます。これで水道に関する質問は終わ
	りたいと思います。
	次に、最近ですねどこでどんな規模の地震が発生するのか、またそれに
	よる津波の大きさはどれほどなのか不安を抱いている沿岸部の方々が多いよ
	うです。
	昨夜 16 日にもですね、午後 11 時 36 分頃、宮城県と福島県で震度 6 強の
	地震が発生、マグニチュードは7.3と推定されました。一時、津波警報が発
	せられ、高さは1mと予想されたようです。崖崩れなど、それから、一部、
	建物の屋根が滑り落ちるなどの被害が発生して、情報によって異なりますが、
	2名の死亡のほか、負傷者は100名を超えたとか、いろんな情報がありまし
	たが、そういう模様だとされております。亡くなられた方に対しまして本当

にご冥福をお祈りいたします。

本町におきましても今年の1月、夜中に津波警報が発せられたところです。 そのような中、沿岸部の災害時における避難所の開設についてですが、トンガ沖地震による津波警報での避難行動の問題点の把握等は出来ておられるのか、伺います。

○新田町長

はい。

○笹原議長

新田町長。

○新田町長

池田議員のご質問にお答えいたします。本年1月15日にトンガ沖で発生いたしました、海底火山噴火の影響によります、翌16日未明に発令された津波警報でですね、県内では奄美群島地域に対するものが、まず警報対象でございましたけれども、錦江町が位置する錦江湾、鹿児島湾内についていも、若干の潮位変化を示す「津波情報」にとどまったところでございました。

ただし、大きな津波の襲来の可能性は低かったもののですね、Jアラート等のいろんな通信警報等が鳴りましたので、早速役場のほうで情報連絡体制をとったところでございます。

当町の対応としましても先ほど申し上げたように、津波情報が発表された 15 分後に、地域防災計画に基づいた情報連絡体制を敷いております。

第1地震の配備対策として私以下、総務課及び政策企画課職員を招集しまして、町民の皆さんから避難に関する問合せへの対応、それから津波に関する情報収集を行うとともに、一時的な避難所としまして総合交流センター、それから神川小学校校舎をですね、開放したところでございます。

避難の状況としましては、総合交流センターに介護が必要な方を含む 11 世帯 15 名の方々が自主避難され、そのほかにも真冬の夜間であったことからですね、総合運動公園駐車場や城元洞門付近の国道沿いに自家用車で避難をされた方々がいらっしゃいました。私も現場に行きまして総合運動公園を確認しましたが、総合運動公園は新しく整備したトイレ付近にですね、車が集中して一時、50 台ほどを超えたというような情報もございました。

一方、潮位の変化につきましては私と総務課長とですね、鹿児島湾の満潮 時期に合わせまして、馬場海岸から神川海岸までを確認してまいりましたが、 特に大きな変化がなかったところでございます。

今回の津波の影響によります一連の対応については、地域防災計画に基づき実施しており、体制整備等については問題なかったものと認識しておりますが、町民の皆さんの避難方法に関しては、お1人お1人のですね、防災意識の向上を図るために、安全な避難経路等を示した防災マップ等を新たに作成することとしておりまして、全戸に配布いたして、また、ウェブ版のハザードマップの整備とか、各自治会や学校への防災教育をこれまで以上に強化

	1 マナハカナハ しょうこと オミアハフト・フェデザハナナ DII エナ
O7 #	してまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。
○7番	7番。
池田議員○笹原議長	Mile Fra 77-
	池田君。
○7番	はい。私は田代のほうなので、津波にあまりこう関係がないように思って
池田議員	おりましたが、こういう議員という立場であれば、やっぱり全体を見回さな
	ければいけないので、また、非常に関心も持っているところでございます。
	いろんな人の大根占の方の話を聞けば、車で避難された方がそこのやっぱ
	り城元坂の鳥ノ巣あたりの下あたりで、車がすごく多かったと、一部渋滞が
	あったのではないかというような感じも聞いたところでございました。
	ここでですね、私は一つ、先にしておきたいことがあるんですが、国は避
	難に関して、自分の命は自分で守るという考え方において、その主体を自治
	体、町からですね、各自治会への返還を図っているようにも感じられます。
	もし車での避難をされるときに、隣近所の独居老人を同乗させて途中で車
	の事故やらあった場合に、補償問題が発生するかもしれません。運転手に責
	任がないということを予め決めておかないと簡単に好意的にですね、その他
	人を車に同乗させることが今後難しくなっていくのではないかという思いか
	らです。
	手助けをする側にも、法的責任を負わないような政策が必要だと思います。
	もし、自治会への移行があった場合にはです。責任の有無について、前もっ
	て国との協議も必要かと考えております。このことにつきましては通告書に
	は直接載せてませんが、今後、自主防災組織での関連もありますので、よか
	ったら、考えを少しお聞かせください。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	議員、ご心配のとおり、やはり一緒に共助としてですね、避難をしていく
	自主防災組織のボランティア作業、ボランティア活動として、避難を誘導し
	ていくということは非常にありがたいことですし、ただ一方、そういった行
	為をした際のですね、事故等についてどういうふうにするのかというのは、
	自主避難所も含めて出てくることでございます。
	 例えば、車両による事故でございますれば、車両に関わる事故で対応する
	というのがまず一義的な対応かと思います。
	それから、自主防災組織で避難誘導をしていただいている活動については
	 ですね、私ども全国町村会の総合賠償補償保険に加入しておりまして、その
	活動がですね、ボランティア活動として、無報酬で行われているということ
	であればですね、避難、誘導に当たってのもし事故が発生したときには、そ

の方への対象補償というのは可能かなというふうに思っているところです ただ、先ほどおっしゃるように車に同乗させて車が何らかの車両事故と うようなことになりますとですね、これはその補償ということ以前の問題 して車両側で対応するのが、一義的な補償内容かなというふうに考えてい ところでございます。以上です。 はい。 池田議員 ○笹原議長 池田君。 ○7番 はい。災害、事故とかそういうのをやっぱりその現場現場によって、そときの状況によって違ってくると考えているところでございます。 次にですね、避難する住民の中には、住んでおられる場所にもよりますが 車でないと避難出来ない方、それから歩いて避難できる方、また歩行困難 誰かのお世話にならないと、避難が出来ない方などが考えられます。 避難対策としては、できる限り、高台への避難を呼びかけてありますが 車の渋滞などの理由で、どうしても高台への避難が出来なくて、交流センーへの避難をなされた方々もおられたと思います。	ハ と る の 、で
うようなことになりますとですね、これはその補償ということ以前の問題して車両側で対応するのが、一義的な補償内容かなというふうに考えていところでございます。以上です。 ○ 7番 池田議員 ○ 往い。 ○ 7番 はい。 ※書、事故とかそういうのをやっぱりその現場現場によって、そときの状況によって違ってくると考えているところでございます。 ※にですね、避難する住民の中には、住んでおられる場所にもよります。 車でないと避難出来ない方、それから歩いて避難できる方、また歩行困難 誰かのお世話にならないと、避難が出来ない方などが考えられます。 避難対策としては、できる限り、高台への避難を呼びかけてありますが 車の渋滞などの理由で、どうしても高台への避難が出来なくて、交流センーへの避難をなされた方々もおられたと思います。	とるのが、で
して車両側で対応するのが、一義的な補償内容かなというふうに考えていところでございます。以上です。 ○ 7番 はい。 池田議員 ○ 笹原議長 池田君。 ○ 7番 はい。災害、事故とかそういうのをやっぱりその現場現場によって、そときの状況によって違ってくると考えているところでございます。 次にですね、避難する住民の中には、住んでおられる場所にもよります。 車でないと避難出来ない方、それから歩いて避難できる方、また歩行困難 誰かのお世話にならないと、避難が出来ない方などが考えられます。 避難対策としては、できる限り、高台への避難を呼びかけてありますが 車の渋滞などの理由で、どうしても高台への避難が出来なくて、交流センーへの避難をなされた方々もおられたと思います。	か、で・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
ところでございます。以上です。 ○ 7番	か、で
 ○7番 池田議員 ○笹原議長 池田君。 ○7番 はい。災害、事故とかそういうのをやっぱりその現場現場によって、そときの状況によって違ってくると考えているところでございます。次にですね、避難する住民の中には、住んでおられる場所にもよりますが車でないと避難出来ない方、それから歩いて避難できる方、また歩行困難誰かのお世話にならないと、避難が出来ない方などが考えられます。避難対策としては、できる限り、高台への避難を呼びかけてありますが車の渋滞などの理由で、どうしても高台への避難が出来なくて、交流センーへの避難をなされた方々もおられたと思います。 	が、 で ・
 池田議員 ○笹原議長 池田君。 ○7番 油田議員 はい。災害、事故とかそういうのをやっぱりその現場現場によって、そときの状況によって違ってくると考えているところでございます。次にですね、避難する住民の中には、住んでおられる場所にもよりますが車でないと避難出来ない方、それから歩いて避難できる方、また歩行困難誰かのお世話にならないと、避難が出来ない方などが考えられます。避難対策としては、できる限り、高台への避難を呼びかけてありますが車の渋滞などの理由で、どうしても高台への避難が出来なくて、交流センーへの避難をなされた方々もおられたと思います。 	が、 で ・
 ○笹原議長 池田君。 ○7番 池田議員 はい。災害、事故とかそういうのをやっぱりその現場現場によって、そときの状況によって違ってくると考えているところでございます。 次にですね、避難する住民の中には、住んでおられる場所にもよりますが重でないと避難出来ない方、それから歩いて避難できる方、また歩行困難誰かのお世話にならないと、避難が出来ない方などが考えられます。 避難対策としては、できる限り、高台への避難を呼びかけてありますが重の渋滞などの理由で、どうしても高台への避難が出来なくて、交流センーへの避難をなされた方々もおられたと思います。 	 で
○7番 はい。災害、事故とかそういうのをやっぱりその現場現場によって、そときの状況によって違ってくると考えているところでございます。 次にですね、避難する住民の中には、住んでおられる場所にもよりますが 車でないと避難出来ない方、それから歩いて避難できる方、また歩行困難 誰かのお世話にならないと、避難が出来ない方などが考えられます。 避難対策としては、できる限り、高台への避難を呼びかけてありますが 車の渋滞などの理由で、どうしても高台への避難が出来なくて、交流センーへの避難をなされた方々もおられたと思います。	、 で
池田議員 ときの状況によって違ってくると考えているところでございます。 次にですね、避難する住民の中には、住んでおられる場所にもよりますが 車でないと避難出来ない方、それから歩いて避難できる方、また歩行困難 誰かのお世話にならないと、避難が出来ない方などが考えられます。 避難対策としては、できる限り、高台への避難を呼びかけてありますが 車の渋滞などの理由で、どうしても高台への避難が出来なくて、交流センーへの避難をなされた方々もおられたと思います。	、 で
次にですね、避難する住民の中には、住んでおられる場所にもよりますが 車でないと避難出来ない方、それから歩いて避難できる方、また歩行困難 誰かのお世話にならないと、避難が出来ない方などが考えられます。 避難対策としては、できる限り、高台への避難を呼びかけてありますが 車の渋滞などの理由で、どうしても高台への避難が出来なくて、交流セン ーへの避難をなされた方々もおられたと思います。	で
車でないと避難出来ない方、それから歩いて避難できる方、また歩行困難 誰かのお世話にならないと、避難が出来ない方などが考えられます。 避難対策としては、できる限り、高台への避難を呼びかけてありますが 車の渋滞などの理由で、どうしても高台への避難が出来なくて、交流セン ーへの避難をなされた方々もおられたと思います。	で
誰かのお世話にならないと、避難が出来ない方などが考えられます。 避難対策としては、できる限り、高台への避難を呼びかけてありますが 車の渋滞などの理由で、どうしても高台への避難が出来なくて、交流セン ーへの避難をなされた方々もおられたと思います。	•
避難対策としては、できる限り、高台への避難を呼びかけてありますが 車の渋滞などの理由で、どうしても高台への避難が出来なくて、交流セン ーへの避難をなされた方々もおられたと思います。	-
車の渋滞などの理由で、どうしても高台への避難が出来なくて、交流セン ーへの避難をなされた方々もおられたと思います。	-
一への避難をなされた方々もおられたと思います。	タ
交流センターの海抜はGLで7m、2階の床面で 11.5m、3階の床面	で
15.3m となっております。これだけあれば、少々の津波報であれば安全だ	
思った方々は、これからも最初からここに避難されると思われます。	_
津波警報が発生されたときには、直ちに町からも避難所の開設を放送す	ス
とともに、直ちに受入れ体制をスムーズに準備しなければならないと思い	
すが、津波警報発令時における避難場所としての総合交流センターの開設に	
どのようになっているのかお伺いいたします。	``
O der una E	
10.10	_
7/1 H- 1 X 0	_
S / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	
ついては奄美群島地域に発令されたもので、錦江町が位置する鹿児島湾に	
いては若干の潮位変化を示す津波情報にとどまっておったと言うことで津	皮
の襲来の可能性も低いものでございました。	
ただ、今後津波警報に関してはですね、津波の関連情報につきましては	
津波情報のほかに、波高1m 未満の「津波注意報」、波高3m 未満の「津	皮
警報」、波高3m 以上の「大津波情報」の4つに区分されますけれども、	()
ずれの場合でも総合交流センターは一時的な避難所でしかなく、津波を事	由
とした危険回避のための恒久的な避難所にはなり得ないと思います。	
ただ、議員ご指摘のように海抜 15m、3 階棟でいきますとですね、ござ	7
ますし、3階については防災機能を持った拠点施設としての整備も進めた	b

けでございますので、一時的な避難所としての開設というのはあろうかとい うふうに思っております。 ただし、本格的といいますか、大津波情報とかいうことになりますとです ね、そこが最終的な避難所にはなり得ませんので、近くの高台を指定する必 要はございますし、それぞれの自主防災組織、自治会においてですね、避難 をする場所というのは、今後自主防災組織の中で検討する必要があろうかな というふうに思いますし、私どももそういった教育、指導をしてまいりたい と思っているところでございます。 したがって、今後もですね、早め早めに一時避難所として、総合交流セン ターの意味というのは非常にございますので、対応をしていきたいと思いま すし、この前の 15 日の日以降ですね、直ちにその一時的な避難所開設につ いては、私のほうから直接指示を出すという形に現場が迷わないようにです ね、いうような形に伝達体制を変更しました。 したがいまして、そういったときには私のほうから即指示を出し、一時避 難所として開設し、一時的な安全は確保していくと。二次避難についてはそ の後の対応を、消防団でございましたりとか、地域の方々にお願いしながら、 対応してまいりたいというふうに考えているところです。 ○7番 7番。 池田議員 ○笹原議長 池田君。 ○7番 はい。コロナ禍であればですね、例えば検温とか消毒液の準備などが大変 池田議員 だと思いますが、開設時の職員の配置はあらかじめ誰々と決めておられるの か、それともそのときの状況で誰かが来るものなのか。 それとあわせてですね避難所には、津波用のジャケット式のですね、ライ フジャケット、簡単なやつがあるんです。あれなどが準備されてあるのか伺 いたいと思います。 ○新田町長 はい。 ○笹原議長 新田町長。 ○新田町長 はい。まず、地震、津波発生による配備基準についてですけれども、まず 避難所運営に当たりましては、介護福祉課、健康保険課、住民税務課、住民 生活課職員が避難所の運営に当たるようになっておりますので、そこは地域 防災計画の中で謳っております。 あとライフジャケット等についてはですね、現在持ち合わせておりません。 そういったものが一時避難所として整備が必要ということであればですね、

今後の対応として考えてまいりたいと思いますが、あくまでもここ一時避難

場としての位置づけをしておりますので、今後の整備の状況を考え、付強化を考えながら必要であれば、また検討してまいりたいと思っており以上です。	.,
	ます。
以上です。	
○7番 7番。	
池田議員	
○笹原議長 池田君。	
\bigcirc 7番 はい。2年前のですね台風 10 号の際には避難所の開設が遅れたよう	に、私
池田議員 も記憶しております。また、避難所開設の放送も何回か行ったほうが	いいの
にとの、こういう住民からの意見も聞かれたようです。	
また、交流センターの室内駐車場をですね、あの下の入り口のとこて	ぎすが、
先に来られた方々が止められて、もういっぱいになり例えば高齢者が	ですね
後から雨の中を外の駐車場から降ろされて中に入られるような光景が	あった
と聞いております。	
屋内駐車場は、高齢者や歩行困難者などの専用として活用、降ろされ	れた後
はその場を空けておく必要があると考えます。	
また、案内などを担う職員の方々も、念のためにやっぱりベストター	イプの
ですね、ライフジャケットの着用も望まれると思います。	
避難者に対する準備としては、特に車椅子生活者用のベッドの不足	がない
よう確保も大切だと考えます。	
そこで、先ほどの中にもう回答があったような気がしますが、高齢	者の女
性などに対してはですよ、やはり女性の職員が対応されたほうが安心	できる
のではないでしょうか。この女性職員の配置についてですね、どのよ	うに考
えるのか伺うつもりでしたが、もう1回、もうそれは考えておられる(のか伺
います。	
○新田町長 はい。	
○笹原議長 新田町長。	
○新田町長 今ご質問ありましたように、当然、第一次配備と避難所配備になり。	ます介
護福祉課、健康保険課、住民税務課、住民生活課等につきましては女性	性職員
し、おります。限られた人数ではございますけれども、そういったとこ。	ろは配
慮しながら対応してまいりたいというふうに考えております。以上で	す。
○7番 7番。	
池田議員	
○笹原議長はい、池田君。	
○7番 はい。そのようにお願いいたします。	
池田議員 次に避難された方の情報は適宜、名前、住所、年齢などをですね、	パソコ
ンへの入力を行い自治会長や都会におられる家族の方々からの安否確	認など

	があった場合にスムーズに回答がなされるような体制が出来たらいいと考え
	ますが、いろいろ職員の体制とか大変でしょうが、ことにつきましてはどの
	ように思われるか伺います。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	まず現行の避難所運営としましては、これは、津波災害にか関わらず避難
	所に来られた方々については、お名前と人数、世帯人数等は把握していると
	ころでございます。
	池田議員おっしゃるように、大規模災害となりますと、町外からのご家族
	からの問合せ等もあるんじゃないかというところではございますが、今のと
	ころ私どもが災害対策本部を敷きます、総務の部分に総務課で敷いておる部
	分についてはですね情報等は入手はしておりますので、そこに問合せをして
	いただくということが、第一義的なことかなと思います。
	ただ、先の東日本大震災でございましたり、熊本地震でございましたりし
	ますと、なかなかその分を対策本部が担うというのはもう、人的に難しいと
	いうところもございますので、避難者安心ダイヤルとかですね、そういった
	ものを活用しながら、対応するとともに、個人名を公表するかどうかは別で
	すけれども、できるだけデータをしっかりと把握しながら、広報班というも
	のを窓口をしっかり対応させたいとは思っております。以上です。
○7番	はい、7番。
池田議員	
○笹原議長	池田君。
○7番	はい。やっぱり人材的にちょっと無理な場合もあるかもしれませんが、そ
池田議員	ういう問合せに対してですね、情報発信がスムーズにできるように検討する
	ことも大切かと思います。
	警報発令解除の後や、被災後は特に沿岸部の自治会長さんを含めた総括会
	議を設け、被害状況の把握、次に向けての反省点や課題解決に向けての確認
	作業を行ったほうがよいのではないかと考えますが、この点につきましては、
	もうあるのかもしれませんが、いかがでしょうか、伺います。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	まず、大規模災害、台風も含めて豪雨も含めてですが、被害調査が必要な
	ときには、職員を参集し、職員が各自治会長さん等に連絡し、そこで、被害
	状況を調査しているのが現状でございます。
	したがってその中でですね、調査をする中でいろいろと情報交換とかとい
	うものはしているとは思いますけども、災害がある程度収束した後に、総括

	会議みたいなものは現状としては行っておりません。
	したがって、必要な情報について、そういった体制を敷くべきなのかとい
	うことであればですね、準備をしていかなければいけませんが、まずは、私
	どもがするのは、災害状況の把握、そして人的被害等がないかどうかという
	ところをまずは確認する必要がございますし、公共インフラとして破損箇所
	がないか、そういったところに今度シフトしていくことになりますので、最
	終的にはそういった反省点も含めたものについては、若干時間軸では遅れて
	くるのかなというふうには考えておりますが、必要であればまた検討してま
	いりたいと思います。
○7番	7番。
池田議員	
○笹原議長	池田君。
○7番	はい。職員の方たちの参集でこうされてるとこですが、特にこの沿岸部の
池田議員	ですね、この自治会長さんたちの意見とかそういう報告などもあったほうが
	いいと思いますので、参考になると考えます。
	また道路寸断も予想されますので、漁協の方ともですね話し合って、いざ
	というときの海上交通の確保も何らかの有効手段となり得ると思います。
	1月に起きたトンガ沖地震による津波警報発令時におきましても、ここま
	では津波が来ないだろうと安心してですね、避難されない方も相当おられた
	ようでございます。沿岸部の自治会を中心にして、もっと危機感を持っても
	らうよう意識改革をしていかなければ、今後ならないと考えているところで
	す。
	台風接近時や津波警報が発令されたときには、馬場海岸にある8か所だっ
	たと思いますが、防潮扉の開閉は役場職員が行っているようです。もしもの
	ときに広報活動や救助活動など、たくさんの業務が発生すると考えられます
	が、津波警報発令中の役場職員、消防団員の活動規定は定められているのか
	お伺いします。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	今地域防災計画にあるように第1次配備、第2次配備、第3次配備とござ
	いますので、津波に対しても迅速に対応できるようにはしておりますが、今
	現在防潮扉のですね開閉については、役場消防隊を参集して実施していると
	ころでございます。具体的なものについては総務課長から答弁させます。
○坪内	はい。
総務課長	
○笹原議長	総務課長。

○坪内総務課長

防潮扉の件ですけれども、あれにつきましてはロックがかかっております。 特殊な工具で一度扉を持ち上げた段階で、職員でも3名ぐらいでないと動か ない状況になっております。なので以前、開けたり閉めたりする中でですね ケガをした職員もおりましたので、そこを誰でもというわけには私どもの責 任としましても、そこはやはり役場の職員で対応したいと考えております。

池田議員からございました。役場職員と消防団の活動規定ですかね。はい、活動規定につきましては、まず、地震や津波の発生に伴う災害対策としまして役場職員の配置基準等はですね、地域防災計画で先ほどからありますけれども、防災計画で定められておりまして、管内に震度4の地震が発生した場合や、震度4未満であってもJアラートが起動した場合、今回のケースですね、または町沿岸にですね、津波注意報が発令された場合はですね、第一次地震対策配備を敷きまして、総務課職員が災害対策に当たることとしております。

避難場所を確保する場合があった場合はですね先ほど町長が答弁したように、介護福祉課等の参集を行うこととしております。また、震度5以上、または震度6弱以上の地震が発生した場合につきましては、それぞれ第2、第3、地震対策配備を敷きまして招集する職員を増やしまして、その中でもまた、総務管財対策部、民生対策部、それぞれ役割を与えられた任務を行うこととしております。

次に消防団の対応につきましてはですね、津波災害時の消防団活動安全管理マニュアルというのを作成してございます。それに基づきまして、まずは、団員の生命を守ることを最優先としております。それを最優先にですね、住民の避難誘導や災害に関する広報活動を行うこととしておりまして、本年9月にですね、鹿児島湾内の馬場地区を対象にですね、地域住民であったり、警察・消防などの関係機関と連携した津波防災訓練を実施する計画でございます。以上です。

○7番 池田議員

7番。

○笹原議長

池田君。

○7番池田議員

はい、分かりました。東日本大震災におきましては、多くの役場職員や消防団員の尊い命が奪われました。当時はまだこれほどの被害は予想されておらず、救助活動のために、津波到着直前まで現場に踏み留まり活動され、その中には自分が被害に遭った方も多かったようです。

そのようなことから、職員や消防団の方々には、津波到着予定予想時刻を 考慮した安全避難時刻を策定して、今後の活動を行っていただきたいと考え ております。

	予想される津波の高さや状況によって違いがありますが、安全な退避時間
	に関しては個人個人によって感覚が異なると思いますので、ある程度、例え
	ば10分前とか15分前とか、デジタル的な数値で表したほうがいいと考えま
	す。退路を確保した後安全を確かめた上で、広報活動や避難援助活動を行っ
	ていただきたいと切に思うところです。
	そこで、消防団員にはあらかじめ現場からの退避時間を例えば、津波到着
	予定時間 15 分前を周知させその時間になりましたら、警戒本部からの退避
	命令を発令していただく、そういう流れを先もって構築していただきたいと
	考えますが、このことに関しましてはどのように思われますか伺います。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	はい、池田議員おっしゃるようにまずは消防団員の生命をしっかりと、消
	防団員、それから職員の生命を守ることが1番大事なことかというふうに思
	っております。
	中でも消防団員の方々には最前線で情報収集活動、広報活動していただき
	ますけれども、活動時間については、津波到達予想時刻から逆算し、安全な
	避難場所までの十分な移動時間を確保した上で、活動可能時間を設定するこ
	ととしておりますが、地震の規模、それから予想される津波の高さなどによ
	り異なるということが考えられます。したがって災害対策本部等で様々な情
	報収集を行い、時間設定をしたいというふうに考えてます。一定の時間で、
	全ての災害に対応するというのは非常に難しいことかなというふうに考えて
	おります。以上です。
○7番	7番。
池田議員	
○笹原議長	池田君。
○7番	はい、私も南部署にもお尋ねしましたところ、はっきりした数字の回答は
池田議員	ございませんでした。やっぱり、今回答の中にもありましたように、帰る際
	の安全な退路を確保してですね、退避時間を設けることとのことでした。
	それから、東北沖大地震の後ですね、付近のどこかの自治体が、何分後っ
	て数字を決めたニュースを見たような私は気がしましたので、本当人命を左
	右することなので、とても大切なことだと思います。
	だから例えば 15 分ぐらいとか、何か一応そういうのを決めといて、あとそ
	の場所、時によって 20 分前までとか、それまでは大丈夫、発令は後で警戒
	本部ですればいいわけですので、最低 15 分ぐらいというような何かこう、
	消防団員にも周知させていくような安全対策が必要かと思います。
	これ最後の質問になりますが、台風などは予測がつきますので、前もって

	避難用の少々の品物の準備は出来ますが、津波の場合は咄嗟に避難しなけれ
	ばならず、またどのようなものを準備しておくのか高齢者の方の中では、ち
	ょっと分からない方も多いと思います。
	そこで、沿岸部において行政があらかじめ避難グッズなどを希望者の方々
	に配布しておく考えもあると思います。そういうことから高齢者への携帯用
	避難グッズの支援策はないのか伺います。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長.。
○新田町長	携帯用防災グッズにつきましては、政府が推奨しております、「非常用持ち
	出しバッグ」のことであろうかというふうに存じます。
	内閣府や消防庁では、非常時の持ち出しに備えて準備しておくべき内容を
	ホームページなどの政府広報で啓蒙しておりかねてより、非常時への備えを
	しておくことは非常に重要なことかと認識しております。
	各メーカーからも様々な避難用品等の詰め合わせが商品化され販売されて
	いる状況ではありますが、これらには当然のことながら、飲料水や非常食な
	ども含まれているものが多く、長期保存は可能ですけれども、3年から5年
	といった消費期限等が設けられており、期限に合わせて更新することが求め
	られております。
	また、これらの避難グッズの中では重量が1人でも軽いもので5キロ程度、
	飲料水や保存食がないものでしたら2キロ程度からあることから、緊急の避
	難の際に高齢者には負担になってしまうことも考えられます。
	さらに、普段服用している薬や補装具など必要となる物品は、それぞれの
	避難者によって異なることから、現在のところセット販売している防災用品
	の購入等に対する助成は考えておりません。
	命を守っていただくために、まずは直ちに避難していただき、避難後に必
	要となる物品については、備蓄品の充実や支援団体からの調達連携を強化す
	ることで備えを進めてまいりたいと思います。
	あわせて、各家庭でもこれまでの時期を捉え普及啓発を行ってまいりまし
	たが、今後もさらに備えておくべき物品を具体的に例示するなど、周知方法
	を工夫して普及啓発を図ってまいりたいと考えております。以上です。
○7番	7番。
池田議員	
○笹原議長	池田君。
○7番	はい。今まで幾つか質問してまいりましたが、被害に対しましては住民の
池田議員	生命、財産、安全を守るということは本当に大変なことだと理解しておると
	ころです。

	終わりに、またドローンの話になりますが、もし道路崩壊などの災害時に
	不足している医薬品や必要物資をいち早く現場に届けるためには、有効な手
	段となり得ると考え、行政においてもドローンの準備や職員の免許取得も考
	えておく必要があるかと思います。
	また、これまでの経験を生かして、今後は、あらかじめ災害予防の組織的
	な活動を実行していただき、そして町民の安心安全のためにとにかく早め早
	めの避難所開設、放送、受入れの準備をなされるよう提言いたしまして、私
	の質問を終わりたいと思います。
	(7番 池田議員 質問者席から降壇)
○笹原議長	次に、2番、久本君の発言を許します。2番、久本君。
○2 番	はい、2番。
久本議員	
	(2番 久本議員 質問者席へ登壇)
○2 番	はい、事前に告知しておりました地域おこし協力隊について質問させてい
久本議員	ただきます。
	地域おこし協力隊、本町では「未来づくり専門員」と言っておりますが、
	導入効果として地域おこし協力隊、地域、地方公共団体の「三方よし」を目
	指すというのを国が定めておりますが、我が町、錦江町では一部うまく機能
	していない部分があると感じております。
	そこで、錦江町としての地域おこし協力隊の導入理由、運営の現状、今後
	の発展についてお聞かせ願います。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	久本議員のご質問にお答えいたします。
	地域おこし協力隊の制度につきましては、都市地域から過疎地域等への条
	件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を地方公共団体が「地
	域おこし協力隊員」として委嘱するもので隊員は、1年以上3年以下の期間
	地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこ
	し支援や農林水産業への従事、住民生活支援など「地域協力活動」を行いな
	がら、その地域への定住・定着を図る取組でございまして、総務省が平成21
	年から実施しているものでございます。
	本町におきましては平成27年度に、地域の困りごと解消や地域の活性化を
	図ることを目的に初めて協力隊員を2名採用いたしました。
	しかし、行政や地域が隊員に求める活動と隊員がやりたい活動とのミスマ
	ッチがあったり、隊員が地域に馴染めなかったりしていたことなどから、そ
	1

の反省を踏まえ平成 30 年度から、本町の地域づくりや地域課題に対する具体的なミッションを庁内各課から公募し、審査会で協議した上で、取り組んでいただきたい具体的なミッションをお示しし、全国公募する方式に変更いたしているところでございます。

また、活動内容をより具体的に正確に理解していただくために、町の未来づくりに取り組む活動は「まちづくり専門員」や起農や起業に取り組む活動は「しごとづくり専門員」、事業承継に取り組む活動は「しごとのこし専門員」とそれぞれ3分野、名称を付けミスマッチがないように活動の分類をして募集しているところでございます。

採用第1号の隊員が3名、この3月で任期満了により退任をいたします。 1名は任期中に既に起業しておりまして、もう1名も近いうちに起業する予 定でございます。このように、本町で自分の夢に挑戦しようとする意欲のあ る若者がいれば、その若者の夢の実現のために今後も全力で支援してまいる ところでございます。なお、今回、退任者で残念ながら本町去られる方もい らっしゃいますが、本町で一生懸命、自分の夢に向かって活動されたことは、 事実でございますので、今後も関係人口の1人として、引き続き本町と関わ っていただければありがたいと考えているところでございます。以上です。

(新田町長 降壇) ○2番 はい。 久本議員

○笹原議長

久本君。

○2番久本議員

はい、コロナ禍の中でですね、なかなか活動が難しいところもございますが、役場としてもですね、今、町長の答弁あったようにですね、いろいろフォロー等全力でされているということなんですね。

実際、いろいろな活動をされてると思うんですがその一方で実際、3年間の中で、相談できる場所がなかったとか、あと場合によっては、「地域おこし協力隊は道具ではない」というネガティブな後ろ向きなちょっと強い言葉もあったりしましたので、これが、自分の中でどういう問題でこれが出てきているのかなというのをちょっと考えまして今回この質問を出させていただいたんですけども、3年間でどのような経緯があったか詳しくわからないんですが、結果として、今、三方よしという形がうまく出来てないところがありますのでこれもとてももったいないし、残念なことだと感じます。

ですのでですね、これほどの温度差とか意識の違いが出る背景というのが 3年間の中で、対話がうまくいってないとこもあるのかなというのを個人的 に感じております。それかあとは1番最初の先ほどミスマッチ等という話、 1番最初の7年前に2人来られたときのミスマッチという言葉があったんで

	すけどこれがやっぱり最初にですね、面接時の事前説明不足だったりとかマ
	ッチングの失敗等、何らかの理由があると思うんですね。これがですね、今
	のところで、今まで活動して、1回目7年目でそこでちょっと再構築された
	ということなんですけどそこで、7年目で強く感じたところ、そして再構築
	する上でどこを重点に再構築したかというのをお聞かせください。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	まず、今議員がご質問されたように、再構築にあたって1番気をつけたの
	は、協力隊として、この地域に入っていただいて、どういったことをやりた
	いか、まず自分の人生としてどういうようなことを目指していきたいのかと
	いうのをしっかりと認識していただくというところを押さえてきたつもりで
	ございます。
	それの実現に当たっては、今はまちづくりが中心の方々が多いですけれど
	も、「しごとのこし」の方であるとか、そういう方々についてもですね、定期
	的な月1回のミーティングでありますとか、それからいろんな要望、事業相
	談とかありました場合は担当課のほうで迅速に対応してきたつもりではござ
	います。
	ただ、再構築に当たって非常にやはり今後も大きな課題としてあるのはで
	すね、ご当人の思いと、それを受け入れるこの我が町の考え方でありますと
	か、環境ですとか、それはやはりマニュアル通りいくものではないというふ
	うに思っております。
	できるだけご当人のお考えを尊重しつつも、町としてどういうふうに支援
	ができるのか、それがご当人が考えるキャリア形成にどういうふうに貢献で
	きるのか、というようなことは、それぞれのケースバイケースでですね、対
	│ │応していかないといけない問題だろうなというふうに今感じているところで
	す。
	│ │ したがって、今後もですね、担当課、政策企画課を中心に密な関係を持つ
	 ように、そして情報連携をしながらですね、お互いのキャリア形成をどうい
	 うふうにそのときそのときの進捗状況から見ながらですね、3年後どういう
	 ふうな人生設計を描くのかというところを、丁寧に今後も聞きつつ、進めて
	まいりたいというふうに思っているところでございます。
○2番	はい。
久本議員	
○笹原議長	久本君。
○2番	はい、ありがとうございます。やっぱりこう人と関わる部分なので特に町
久本議員	外からいらっしゃる方、都心から来られる方というのが、ほぼ、基本的にそ

ういう形になっているのでどうしても、その環境の違い、人間のライフスタ イルの違い等々ありますので、難しい問題だと思いますけども、引き続き対 応していただければと思います。 そこでですね、前回の地域おこし協力隊の募集の件についてなんですが、 幾つか自分も見さしてはもらっているんですけど、ちょっと内容が弱いかな という個人的な感想です。見方によっては求人票のように映るという形です。 これ何を言ってるかというと、その幾つか、コミュニティースポーツクラブ の要はスポーツに対した健康の職員募集と、あと物づくりでですね、幾つか 載ってます。ショップボットを使ったもの等々と載ってるんですけど、基本 的にはもう箇条書だったりとか、細かい事業することが何かというのが見え にくいんですね。これが、自分はマッチングの面接の前の一つのマッチング の原因になってるんではないかというふうに感じました。 例えばなんですけども、ここで物づくりのとこで、地域木材作りのもの以 外のとこですね、例で靴職人、皮職人、漫画クリエーターなどと書いてある んですけど例えばですねこれで、皮職人というので地域おこし協力隊を錦江 町に来たいという方で、もし、いた場合として仮定したときで、どのような 対応を町としてするのかというのをお聞かせください。 ○新田町長 はい。 ○笹原議長 新田町長。 ○新田町長 はい。今その分野については募集の所管課であります、未来づくり課長に 答弁させます。 〇中島未来 はい。 づくり課長 ○笹原議長 未来づくり課長。 ○中島未来 議員の質問にお答えいたします。今ものづくり、皮職人につきましては未 づくり課長 来づくり課のほうから提案させていただいたものでございます。それに伴い まして今議員から質問ありましたとおりですね、その職人の方々、希望され る方々が来たときのサポートのほうもですね、取りあえずこちらのほうで準 備した上で募集をかけているところです。以上です。 ○2番 はい。 久本議員 ○笹原議長 久本君。 ○2番 今の段階で具体的な受入れ体制、受皿というのがありますか。お聞かせく 久本議員 ださい。 〇中島未来 はい。 づくり課長

○笹原議長	未来づくり課長。
○中島未来	はい。今のところでは今、地域おこし協力隊と公募的な形で募集しており
づくり課長	ますけれども、具体的なサポートという形でよろしいですか。サポートにつ
	きましては、県内におります皮職人で、技術でお店を出してる先生という方
	をお願いしておりますので、もし来られた場合にはその方々が講師としてこ
	の3年間、起業、独立できるような形でのサポートができるような体制をと
	っています。
○2番	はい。
久本議員	
○笹原議長	久本君。
○2番	はい、ありがとうございます。基本的には知識、経験として教える方がい
久本議員	らっしゃるということは、分かりました。そこは対応できるということで安
	心しました。
	ただですねやっぱりこの皮職人一つといっても、皮をなめしたり、皮をす
	いたり、染色したりというのはそれぞれの専門職がいるほど難しい分野であ
	りますので、シンプルにレザークラフト、皮だけ、皮製品をつくるだけでは
	なかなか、地域おこし、事業のこしというのは難しい部分、これ何でかって
	いうと収益につながりにくいってことですね。ですので例えばです、自分の
	考えというのは、鳥獣駆除でしたイノシシの皮を使って、それを錦江町の特
	産物としてやるっていうのであればまたそれも違った展開あると思うんです
	けど、そういうようなところをですね、募集要項で見せていけばもう少し最
	初の面接、受ける前のところで地域おこしを募集する方々がイメージしやす
	い、自分の3年後のビジョンを考えたりとか、2年3年後の経過を考えやす
	いんではないかというふうに考えますので、その辺りもご一考いただければ
	と思います。
	その次にいろいろな様々な展開、募集要項でもあるんですけどいろいろ広
	げるとですね、やっぱり管理、連携が難しくなる可能性も高いと思いますの
	で、自分の個人的なものの考え方なんですけども、町民が本当に困っている
	こと、それを聞いてそこに重点を置いて取り組む必要というのはどうかなと
	いうふうに、提言させていただきます。
	本来の三方よしというふうなところに戻ってですね、町民の困りごと、役
	場の業務、地域おこし協力隊が取り組みたいというこの3つがうまく重なる
	プロジェクトを考えて、募集してみるのはどうかということです。
	同僚議員の質問にもありましたけども、空き家バンクの取組ですね、こち
	らだったりとか、犬猫の地域猫の課題解決等を地域おこし協力隊を軸に置い
	て、町の困りごと、あと行政の業務、これが重なるとこ、うまく重なると実

際連携しますし、話も密にすると思うんで、なかなか意識のすり合わせが合わないということも起こりにくいんではないかというふうに考えます。

またそれと田代の支所のほうでやってる木質バイオマスの発電のほうもこれも結構やってるところは少ないので、九州管内でですね、そこでメンテナンス、運営とかあと発電した電気のいろいろ考案するというのも、一つの地域おこしには繋がるのかなというふうに思います。

あとはですね、地域おこし協力隊の調べると上限はないみたいなんですよね。それで例えば、九州管内には受入れが 30、40 超える町もあったりするんですね。

昨年3月頃個人的に視察に行った 2,500 名ぐらいの村があるんですけども、ここも地域おこし協力隊、9名受入れてます。実際ここは任期が終了した後も指定管理者として従事したり、あと個人で事業を起こしたりと、あとは地域に根差した広報発言をする人たちもいます。ここは村人口も少ないんですけどやっぱり、交通の便がここよりは良くなかったりですね、あと生活基盤もなかなか整ったとは言いにくい地域ではあるんですね、それでも地域おこし協力隊の人たちを軸にして人材取組等がいろいろ広がっているということで、いろんなところから、関係人口、交流人口も増えてるってところがあります。今回任期終了する方でも、役場の採用試験を受けて役場職員として、今後活動されるという方もありますので、そういうような活動も最初の採用するところで、アプローチとしてはあるのかなというふうに考えております。

そこでですね、またその、ごめんなさい、いろいろ言いましたけど、結局はですね、要約すると募集要項のほうを今後どのような形で進めていくかという形になります。よろしくお願いします。

○新田町長

はい。

○笹原議長

新田町長。

○新田町長

まず募集要項については、より具体的にお示ししたほうがイメージが湧く というのはもうごもっともかと思います。ただ地域おこし協力隊というのを 国語読みをしていただくのはただいかがなものかなと思っております。

1人の人が移住者が来て、地域を画期的に変えるというのは非常にハードルが高こうございます。なので私どもとしては、その人のキャリア形成をこの地域でしっかりと支援していこうというのが、この制度を再構築した主眼でございます。したがって、ここに来て、ずっとここにいてくださいというようなことではですね、その人の人生設計上、何もこの地域が役に立たないということも想定されます。したがいまして、私どもが定住だけをここで求

めて、地域おこし協力隊募集してるわけではございません。しっかりとこの 地で自分の人生設計をして、他の地域で活躍できればそれは関係人口として 昇華するもんだというふうに認識しておりますので、その点はご了承いただ きたいと思います。

それから、役場を受験したりとかそういったツールをすることは全然構いませんし、それはその方々のお考えで、この地域が理想と考えればそれでもいいでしょうし、あと、私どもがやっぱこの間考えてきた中ではですね、あまりにミッションを具体的にし過ぎて、小さくなって窮屈になってしまって、やはり、身動きがとれなくなるのこともあるのかなというのも認識しています。したがって、例えば今来ている協力隊員であっても、空き家で入ってきましたけれどもそれから染物のほうを生かしていきたい、空き家の中で活動をしながら、染物のほうに変わっていくというようなこともあります。そういう流動的なことでその方はキャリアを自分なりに考えてのことでしょうから、なのであまりガツガツするっていうのは、なかなか協力隊にとって理想ではないかなと思っています。

あと一つ、一方、具体的なミッションが合う方もいらっしゃいます。それはケースバイケースですので、それを具体的に提示はしていきますけれども、それが完全に最後の3年間まで全部完結できるかどうかっていうのは、逆に、その人を束縛してしまうことも想定されますので、そこは先ほど言いましたように、適宜、お話を聞きながら相談に乗りながら、対応を進めてまいりたいというのが私どもの考え方です。以上です。

○2番久本議員

はい、2番。

○笹原議長

久本君。

○2番 久本議員

はい。今、答弁がありましたように、自分も同じ考えです。別にここで定住する必要はなくですね、関係人口、交流人口として有効な関係が続けばそれはそれで、きちんと、そのまま、また持続する、次に続いていくことなどで問題ないと思います。

ただですね、今答弁にありましたように、縛りつける、あと自由にやるというこの2択になるんですけど、どうしてもですね、最初ちょっと遠慮したり、あと行政も手伝いたいんだけど、向こうからアプローチどういうふうにくるのかなというふうに何だろう、対応が難しい部分もあったりしてですね、そこの対話がちょっと出来てない部分も話を聞いてるとありましたので、自由にやっていいよと言ってもそのどこまでいっていいのか、あとは何はこれはしたら駄目なのかっていうそこも見えにくいという意見もありましたので、そこは、今後の対話の中で、うまくすり合わせていったらいいかと思い

	ます。
	今対話の方過程になるんですが、今のところは現在月に1回、報告会とい
	うことをしているということで、これはあくまで報告会と名前がついてるの
	でどうしても報告だけになりがちだとは思うんですけども、その中で、例え
	ば活動にする相談とか、フォローとかいうようなことができる機会があるの
	かどうか、お聞かせください。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	はい。これまでのことを現状をまだ詳しいことは、政策企画課長に現状を
	答弁させますが、昨年の3月までは、月1回の報告会って申し上げますけど
	も、報告会ではなくて、今の活動、これまでの先月の活動報告、今後の活動
	見込みの内容、そして今後どういうふうにやっていきたいかそのためにどう
	いった研修を受けていきたいか、自分としてどういう、力をつけていきたい
	かそういったお話までしてますので、一方的な報告会ではございませんので
	その点はご了承いただきたいと思います。現状については、今政策企画課長
	が対応しておりますので、詳細を答弁させます。
○髙崎政策	はい。
企画課長	
○笹原議長	政策企画課長。
○髙崎政策	久本議員のご質問にお答えいたします。今、町長が申しましたように、月
企画課長	1回の定例会と私どもは言っておりますが、その中で、町長が申しましたよ
	うにその月の反省と、今後どういうふうに取り組んでいくかということの、
	そういったことをみんなで共有しているところでございます。
	それとあと相談体制につきましては、4月に年間の活動目標を設定します、
	期首面談、それから、その達成状況を自己申告していただきます、2月の期
	末面談、このほかに隊員からの要請に応じて随時行っております。
	また隊員からの申出がなくてもですね、週ごとに隊員から活動の状況報告
	や、月1回の活動結果報告を出して、提出してもらっておりますので、その
	中で、活動での悩みであったり、あるいは不満、不安、そういったことが見
	受けられた場合にはですね、適宜面談を行っているところでございます。以
	上です。
○2 番	はい。
久本議員	
○笹原議長	はい、久本君。
○笹原議長○2番久本議員	はい、久本君。 はい、ありがとうございます。対話の自体は結構、今の回答であると、対

	そのうまく機能してるかどうかというのがちょっとまだ未知数であるので、 例えばですね、今のとこ今先ほど答弁にありました、不安、困り事を相談す
	るってなってこれがうまく相談出来ないと積み重なっていくとこれが不信感
	になったりとか、不満に変わるってなるとその活動のモチベーションのほう
	になったりとか、不満に変わるうでなるとでの信勤のです。ションのはチートにもつながっていくと思いますので、今の段階で、実際その困りごと不満っ
	ていうので解決出来ないで保留になっているものがあるかどうかをお聞かせ
○髙崎政策	ください。
企画課長	はい。
○笹原議長	政策企画課長。
○髙崎政策	今私どものほうで隊員のほうからそういったことで、相談事に対して置い
企画課長	ているっていうかですね、保留にしているということはございません。
	ただ先ほど議員のほうからもありましたとおり、今度、退任される方が、
	この町を離れますけれども、その方の思いっていうのはですね、私どものほ
	うも最後まで、その方の思いに、何ていうんですかね、その方の思いに、こ
	ちらのほうも対応出来なかったということはございますけれども、そこにつ
	いてもいろいろ私どものほうも努力はしましたけれども、なかなか、うまく
	いかなかったということでは反省しております。以上です。
○2 番	2番。
久本議員	
○笹原議長	久本君。
○2 番	はい、基本的には業務に対して尽力されてると思いますので、どうしても
久本議員	人間関係などでですね、うまくいかないことタイミングと環境等々あります
	ので、大変だとは思いますけども、今後とも対応していただければと思いま
	す。
	そこでですね、今聞いた質問なんですけども、結構その予算の計上すると
	きに、活動が自分が活動したいことに対する物、買う物品、備品等々あと研
	修ですね。こちらがうまくいってるかどうかというのを聞かせてください。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	はい、政策企画課長に答弁させます。
○髙崎政策	はい。
企画課長	
○笹原議長	政策企画課長。
○髙崎政策	地域おこし協力隊の予算といいますか、国から示されておりますのは、人
企画課長	件費を含めて 470 万円ということで設定されてございます。そのうちの 270

	万円は、人件費でございます。残りの 200 万円が、隊員の 1 人当たりの活動費ということになりますが、その中からですね、住居の借り上げ、本人が住んでらっしゃる住居の借り上げ、それから、公用車として貸与しております、リース車の使用料、それから、インターネットの通信料ですね。こういったものを引いた残り 110 万円を目安に隊員には、研修費とかあるいは、出張とかそういったもので、予算を自分で計画を立てて、提出してくださいということでお願いはしているところでございます。ですから隊員の方々は、110 万円を目途に活動費ということで、今年度も上げていらっしゃるところでございます。新年度もですね、上げていらっしゃるところでございます。以上です。
$\bigcirc 2$ 番	はい。
久本議員	
○笹原議長	久本君。
○2 番	はい。予算は限られてると思いますので、今おっしゃったように住居代だ
久本議員	ったりとかWi-Fi経費等、光熱費等であると思うんですけども、例えば
	本人さんが活動したいという、例えば、研修ではなく、自分の活動する消耗
	品等々に重きを置きたいっていうときに、予算をこちらに割いてくださいと
	いうような相談はできるんでしょうか。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	基本的には先ほど申し上げたように、それぞれ活用できる予算というのが
	ございます。そのご本人の計画に基づいて、ある程度配分をしていくわけで
	すので、ただ、それがご本人の予算の配分として、それをオーバーしていた
	りとか、費目がなかったりとかしますと、対応がすぐには出来ないものも想
	定されます。当然それは、補正予算等で対応せざるを得ないというところは
	ございますけれども、基本的に消耗品の類いがですね、超えないというのは、
	予算があれば対応はできるのではないかなというふうに思っております。も
	しそういった事実があるのであれば、もう1回職員には再度確認させますの
	で、その点をまた教えていただければと思います。
○2 番	2番。
久本議員	
○笹原議長	久本君。
○2番	はい。そうですね、今、いろいろ話しましたけども、要約するとですね、
久本議員 	本当にもったいない、せっかく活動されてる方もいらっしゃいますし、役場
	の方、職員の方々も尽力されているので、せっかくこれ三方よし目指して活
	動されているので、できれば皆さんがいい関係を築いてもちろんその残る残

	らない関係なしに、残るのは事業、こちらの地域の発展のために、活動して
	いただいて、去った場合も関係人口、交流人口として長らく良い関係が築か
	ればと思い、今回この質問をさせていただいたんですけど、ちょっと今回、
	いろいろ現職の地域おこし協力隊、あと退任される地域おこし協力隊の方々
	に話を聞いたんですけども、やはりちょっと、遠慮してなのか、言いづらか
	った部分もあるかもしれないので、今1度ですね、今ここである対話のタイ
	ミング以外もですね、フォローできるような対話をしていただいて、今いら
	っしゃる地域おこし協力隊の方々が活動しやすい、そして役場の職員さんた
	ちが、業務が軽減出来て、地域の問題解決が解決できるような形で進んでい
	ければと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。
	以上で、自分の質問を終わらせていただきます。
	(2番 久本議員 質問者席から降壇)
○笹原議長	ここで休憩をいたします。会議の再開を15分から行います。
	休憩 14:04
	再開 14:12
○笹原議長	おそろいですので、休憩を閉じて会議を再開いたします。
	 次に、12 番落司君の発言を許します。12 番、落司君。
○12 番	はい、12番。
落司議員	
	(12 番 落司議員 質問者席へ登壇)
○12 番	それでは、通告に従いまして質問いたします。
落司議員	高齢になっても、住み慣れた地域で安心して生活できることは、超高齢社
	会が継続している本町において重要な課題と考えます。そのためには、介護
	サービス資源にも限りがある中で、見守り活動を始め、地域におけるサポー
	ト体制の推進は重要となってきます。
	これまで、在宅福祉アドバイザーの各自治会への配置など、各種ボランテ
	 ィアの取組が実施されており、また、社協における有償ボランティア、シル
	 バー人材センターにおけるワンコインサービスも見られます。
	高齢者の状態や生活状況は異なることから、困りごと、ニーズも異なるた
	 め全てを解決することは難しくても、可能な限り自分らしい暮らしを人生の
	 最期まで続けられることができるよう、きめ細やかな支援が必要ではないか
	と考えます。
	施政方針の中で、下駄ばきヘルパー制度の導入や介護サポーター養成講座
	の地域別の開催などが謳ってあります。これまでの取組で届かなかった、拡
	充したい支援であると捉えていますが、具体的にどういった方や困りごとへ
	の支援の充実が図られると考えていらっしゃるのか、お尋ねします。
1	シンスルタンンル式カヤムトりネレコンにつんて、゚りプしや'コンクダ、 や汚タホしより。

○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	落司議員のご質問にお答えいたします。まず下駄ばきヘルパー制度につきましては、先ほど久保議員のほうからもご質問ございましたように、高齢者の方々が、その地域で買い物やごみ出しなど日常生活のちょっとした困り事に対して、なかなか今立ち行かなくなってきている現状があると。それに対して地域の方々で、それをお手伝いするような仕組みができればというふうに考えているところでございます。 それから、「介護サポーター養成講座」等についても、高齢者と同居されて
	いるご家族の方々や地域の方々に身体の移動方法や生活介助の工夫の方法など、生活に役立つような情報を提供することで、在宅での生活が無理なく行えるための支援につながることを願っているところです。 いずれにいたしましても「地域包括ケア体制の構築」というのが、この施策の主眼でございます。以上でございます。
	(新田町長 降壇)
○12 番 落司議員	はい。
○笹原議長	落司君。
○12 番 落司議員	地域ケア体制の構築ということで今回いろんなことに取り組んでいただけるということでした。 そういった中で、例えば困りごとですね、そういった形ではシルバー人材センターのワンコインサービスもございます。それは当然の言葉ながら、サービスを提供するという意味でのことでもありますが、当然のこと、高齢者の就労の場としても大事なサービスであると捉えている中でやはり、その就労される方々の午前中の同僚議員でもありました、生きがいですよね。そういった方々の生きがいにもつながっていくのではないかというふうに考えたときに、やはり競合するといいますか、そういったそういう方々の仕事がなくなるということになっていくのも、なかなか難しいのかなと思ったときに、その辺との兼ね合いも、やっぱり今後ですね考えていかなければならないというふうには思うんですけれども、そういった点についてはどう考えてらっしゃいますか。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	はい、議員おっしゃるとおりでですね、今後、制度設計するに当たって、 まず調整が必要になる公の施策としまして社協がやっている有償ボランティ

アでございましたりとか、それからシルバー人材センターがやっているワン コインサービスでありましたりとか、そういったサービスと競合するという ことが想定されます。 したがって、今困ってらっしゃる方々にどのようなサービスを提供するこ とによって、その方々の仕事は仕事として尊重しつつ、しかし、キャパが限 られておりますので、今、シルバー人材センターにしても、うちの社協にし ましても、やはり、提供する人員というのが少のうございますんで、そうい ったところとの調整を図りつつ、地域での課題解決という中で、制度設計を していければなというふうに思います。 したがいまして議員ご指摘のとおりその2つの制度とは競合しない形での 導入ということを検討してまいりたいと思います。 ○12 番 はい。 落司議員 ○笹原議長 落司君。 ○12 番 どちらのほうも人材的な部分、サービス的な部分で、キャパが限られてい 落司議員 るということの中で、やはりそこをカバーできるような制度設計をしていた。 だけるというふうに理解したところです。 そういった中で、高齢者にしてみれば、自分がこれをしてほしいと言った ときに、何個かこのサービスを提供してもらえる窓口があるということはす ごくありがたい反面、混乱してしまうのではないかという部分もちょっと懸 念される状況です。そういった場合に、どうしてもシルバーさんは、シルバ 一人材センターは人材センターのほうで、そのチラシを作って、配布する各 戸に配布される、社協も社協で個々の対応になってしまっている部分もある ように思います。そういった場合に、やはり高齢者の方も、一目で見て分か るっていう状況がやっぱり理想的ではないのかなと思います。やはり利用さ れる方は、やっぱり高齢なので、そこのですねサービスを当然、利用してい ただけるような、利用しやすい体制づくりというのも必要だと思いますので、 やはりそこの部分はですね一目で分かるような、そのサービス提供、何て言 うか広告というか、そういう形でのですね周知の仕方っていうのをしていた だけたほうが、利用者にとっては利用しやすいと思いますが、そういった点 につきましてはどうお考えでしょうか。 ○新田町長 はい。 ○笹原議長 新田町長。 ○新田町長 はい。ご指摘のとおり錯綜するサービスが幾つもございますと、どちらに 問合せていいのかっていうのも分かりにくいというのもごもっともかと思い ます。

したがって、私が考えている下駄ばきヘルパー制度というのは、あくまでも日常の例えばごみ出しでしたら、早朝ですとか、それから買い物でしたら夕方でしたりとか、そのサービスとサービスの隙間が出てくると思われるところを、地域の中で解決できればいいんじゃないかなというふうに思っております。

恒常的なホームヘルプサービスでしたりボランティアサービスでしたりっていうのは、ある程度そのスケジュールが組立てられるものではありますけれども、例えば早朝の早い時期とかそれから先ほど言いました買い物をちょっとしたご支援ですとか、そういったところのサービスができればなというふうに考えております。

したがって議員ご指摘のとおりですね、サービスの提供については、先行しておりました栄村等のサービス内容等を参考にしておりましたけれども、やはりそのヘルパー制度の資格基準が変わって難易度が上がったことからですね、鹿児島県内でなかなか初任者研修制度っていうのが、講習会が開かれないということが事実として分かっておりますので、日常生活の中の各サービスごとの隙間をその地域地域で埋めるような仕掛けが出来ないかというふうに考えているところです。

したがって令和7年度目標値として、まずは4組織をしっかりと立ち上げるということが、私の役目かなというふうに思っておるところです。

○12番 落司議員

はい。

○笹原議長

落司君。

○12番 落司議員

今答弁を聞く中で今まで本当届いてなかった、ちょっとした困りごとに届くような形での制度設定をされていくというふうに、理解している中で、やはりですねその周知っていう部分に関してはやはり、それであればそういったところっていうのを一目で分かるような形での周知をしていただきたいと思います。

では次に入ります。在宅で介護を受けている方が多く存在する中で、家族 介護者へのサポートも重要であると考えます。

例えば子育てで考えたとき、保護者同士で集まる機会があることで、つながりをつくりやすいように感じます。介護においても同様に、介護者同士のつながりをつくりやすい環境を整備することにより、介護者同士だからこその悩みの共有や共感ができることで、精神的負担の軽減が図られるのではないでしょうか。

さらには、例えば、この日のこの時間帯であれば、介護を受けている方と 一緒に過ごすことは出来ますよといった介護をされている方の情報を共有

i	
	し、家族同士でサポートする体制を作ることにより、精神的負担だけではな
	く、身体的負担や時間的負担の解消にもなると考えます。日常的に介護に携
	わっていることから、ある程度の一定の知識がある、また、介護を受けてい
	る方にとってもコミュニケーションを図る機会が増えるといったメリットが
	あると思われます。そこで、介護をしている方、家族同士でですねサポート
	する体制づくりを考えられないか、お尋ねします。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	ご指摘の通り高齢者の介護をされている方々はいろんな悩みや、想いを抱
	えられていらっしゃるのであろうというふうに推察しております。
	これまで認知症の家族をお持ちの方々には、「ゆうゆうカフェ」を通じて、
	同じ経験をお持ちの方同士で、日頃抱えているお悩みなどを語り合う場を提
	供してまいりましたが、今後は認知症に限らず、高齢者を介護されているご
	家族の方々に広く呼びかけてそのような場づくりを行っていきたいと考えて
	おります。
	また、地域包括支援センターに何でも気軽にご相談いただけるようにです
	ね、広報、それから周知等も強化をしてまいりたいというふうに思っており
	ます。以上です。
○12 番	はい。
落司議員	
○笹原議長	はい、落司君。
○12番	これまでが認知症を介護されている方への家族へのサポートが主立ったと
落司議員	
	いうことですけれども今後はそういった方だけではなく、介護されている全
	いうことですけれども今後はそういった方だけではなく、介護されている全般の方々に対しての場づくりをしていただけるということだったんですけれ
	般の方々に対しての場づくりをしていただけるということだったんですけれ
	般の方々に対しての場づくりをしていただけるということだったんですけれ ども、介護をされてる方、大変なんです。だけど、そんだけ知識があったり
	般の方々に対しての場づくりをしていただけるということだったんですけれ ども、介護をされてる方、大変なんです。だけど、そんだけ知識があったり 経験がある分、やはり人材としての活用もやはりそこを見込んでいくべきな
	般の方々に対しての場づくりをしていただけるということだったんですけれ ども、介護をされてる方、大変なんです。だけど、そんだけ知識があったり 経験がある分、やはり人材としての活用もやはりそこを見込んでいくべきな のかなというふうに思ってはいるところです。
	般の方々に対しての場づくりをしていただけるということだったんですけれども、介護をされてる方、大変なんです。だけど、そんだけ知識があったり経験がある分、やはり人材としての活用もやはりそこを見込んでいくべきなのかなというふうに思ってはいるところです。 例えば、もう本当に個人的なもので申し訳ないんですが、私、母を介護し
	般の方々に対しての場づくりをしていただけるということだったんですけれ ども、介護をされてる方、大変なんです。だけど、そんだけ知識があったり 経験がある分、やはり人材としての活用もやはりそこを見込んでいくべきな のかなというふうに思ってはいるところです。 例えば、もう本当に個人的なもので申し訳ないんですが、私、母を介護し ているときに、一緒にいるっていう時間があります。そのときにもし、どな
	般の方々に対しての場づくりをしていただけるということだったんですけれども、介護をされてる方、大変なんです。だけど、そんだけ知識があったり経験がある分、やはり人材としての活用もやはりそこを見込んでいくべきなのかなというふうに思ってはいるところです。 例えば、もう本当に個人的なもので申し訳ないんですが、私、母を介護しているときに、一緒にいるっていう時間があります。そのときにもし、どなたか、ちょっと昨日はよく眠れなかったから、1時間でもどなたか見てくれ
	般の方々に対しての場づくりをしていただけるということだったんですけれども、介護をされてる方、大変なんです。だけど、そんだけ知識があったり経験がある分、やはり人材としての活用もやはりそこを見込んでいくべきなのかなというふうに思ってはいるところです。 例えば、もう本当に個人的なもので申し訳ないんですが、私、母を介護しているときに、一緒にいるっていう時間があります。そのときにもし、どなたか、ちょっと昨日はよく眠れなかったから、1時間でもどなたか見てくれないかなと言ったそういった家族同士のですね繋がりがあることによって、
	般の方々に対しての場づくりをしていただけるということだったんですけれども、介護をされてる方、大変なんです。だけど、そんだけ知識があったり経験がある分、やはり人材としての活用もやはりそこを見込んでいくべきなのかなというふうに思ってはいるところです。 例えば、もう本当に個人的なもので申し訳ないんですが、私、母を介護しているときに、一緒にいるっていう時間があります。そのときにもし、どなたか、ちょっと昨日はよく眠れなかったから、1時間でもどなたか見てくれないかなと言ったそういった家族同士のですね繋がりがあることによって、365日24時間を介護されている中で、多分、1時間ゆっくり休めるっていう
	般の方々に対しての場づくりをしていただけるということだったんですけれども、介護をされてる方、大変なんです。だけど、そんだけ知識があったり経験がある分、やはり人材としての活用もやはりそこを見込んでいくべきなのかなというふうに思ってはいるところです。 例えば、もう本当に個人的なもので申し訳ないんですが、私、母を介護しているときに、一緒にいるっていう時間があります。そのときにもし、どなたか、ちょっと昨日はよく眠れなかったから、1時間でもどなたか見てくれないかなと言ったそういった家族同士のですね繋がりがあることによって、365日24時間を介護されている中で、多分、1時間ゆっくり休めるっていうことのそこの1時間ってすごい貴重な時間だと思うんですよね。そういった

	されている。さらに、介護もしないといけないというふうになったときに、
	やはり自分の生活だけではなく、相手の生活まで見ないといけないという負
	担ってすごく大きいと思うんですよね。
	例えば、こういう時間はここに来たら、この人も一緒に見てくれるからち
	よっとゆっくり出来ますよ。気をですね、なんて言うか、リラックス、要は
	気分的なものの精神的負担っていうのを軽減できますよということで、多分
	1対1で見るのと2対2っていう形では、全然その気の張りようも変わると
	思いますのでやはりそういった形で特に老老介護をされている方のサポート
	っていうのも、やはり、重要なことだと思いますので、そういった形での家
	族でのつながりっていうのをつくっていくことによって、在宅の介護もしや
	すくなるのではないかなというふうに考えておりますので、そういった形で
	の場づくりの構築っていうのをしていただきたいなというふうに考えており
	ますが、いかがでしょうか。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	おっしゃるとおりそれぞれにちょっとしたスポットでも、共同ですること
	によってその方々の何て言うんですかね、安心感というかですね、ちょっと
	ほっとする時間が確保できるというのも一つかなと思います。
	ただ交流をしていただく、そういった場づくりをしていく中で、やはり、
	1番私どもが気をつけないといけないのは、会員さん同士のやはり信頼関係
	をしっかりと構築していただかないとですね、それを支援する体制で持って
	いかなければ、なかなか人を一堂に会してというだけではですね、そういう
	部分の今議員ご指摘のような安心な時間という部分にはなりにくいのかなと
	いうところも考えております。
	それと、もうよくご存じだと思いますけれども、当然いろんな介護度に応
	じてですね、ショートステイとかそういったいろんな在宅介護が、オールオ
	ッケーというわけじゃないと思うんですね、在宅介護をしつつのいろんな、
	サービスを活用しながらそのご家族の負担を軽減していくというのが今の介
	護保険制度でもございますし、それを支援するのが包括支援センターでもご
	ざいますので、できるだけその信頼関係を確保できるような場づくりという
	のを目指していければなというふうに思っているところです。
○12 番	はい。
落司議員	
○新田町長	落司君。
○12番	はい。おっしゃるとおりの部分であると思います。
落司議員	介護を受けられる側、介護をする側のそこの信頼関係がないと、なかなか

スムーズにいかない。それはもう介護を受けるからというわけでもなくそも そも人間関係としてそういうことは大事だと思いますが、そういった場づく りということの一つの中で、例えば、ゆうゆうカフェを今後ですね認知症カ フェとして、民間に委託するのであれば、例えばある場所、ここに来れば取 りあえず常設してあって、常に開いている状態。ただ、そこに運営者がいる、 いないじゃなくて介護をされている方が来ている。で、そこを介護をしてい る方々のその共通の場というか、利用できる場という形にして、もしそこに、 誰もいなければ誰もいない、だけどもし誰かが、その介護を受けられてる方 と家族と一緒に来られたときに、少しだったら、こちらで一緒にいますよと か、もしそのちょっと買い物をされるんだったら私は何時間、30分ぐらいだ ったらいいですよっていう形でのつながりも出てくると思うので、ましては そういった場があれば、そこで信頼関係、コミュニケーションを図っていけ ると思いますので、今後その民間のほうに委託しようというのであれば、そ ういった活用の仕方ができるような形での運営を考えていただきたいなとい うふうに、個人的には考えているんですけれども、いかがでしょうか。 ○新田町長 はい。 ○笹原議長 新田町長。 ○新田町長 副町長に答弁させます。 ○有村 はい。 副町長 ○笹原議長 副町長。 ○有村 先ほども申し上げましたけどゆうゆうカフェはですね、いわゆる介護事業 副町長 所ではありませんので、常時その開設するということは考えていないところ です。なので例えば、さっきもご答弁しましたけど、毎月1、2回、1、2時 間程度しか開催して出来ていないのを時間はあまり変わらないかもしれませ んが、せめて毎週1回でもそういう場を開設したいというふうに考えている ところです。 それで落司議員のですね質問にありました、介護されているご家族同士の つながりの場をつくるというのが一つ大切なところだと思うんですけど、令 和2年の9月にですね、介護福祉ネットワーク連絡会というのこれも、午前 中にちょっとご答弁しましたけど設定しまして、介護福祉夜学塾というのを ずっと開催しています。 その中で昨年の11月の30日にですね、町民さんを対象にして、ノーリフ トケアと言いますけど持ち上げない介護の教室をしたんですね。そのときに、 町内で介護をしておられる家族の方 17 人、ちょっと福祉施設の方もおられ ましたけど 17 人ご参加いただきました。非常に好評で、そのご家族同士の

ネットワークというとあれですけど1回限りでしたので、話合いもその場でなっれたところです。

なので、先ほど町長の答弁にありました介護サポーター養成講座というのはですね、こういう持ち上げない介護、あるいは、例えばこう手がちゃんとこう使えない方でも、スプーンなんかをですねこのボールに突き刺して、ちょっとした道具をつくることで、自分で食事が出来たりするようになるんですよね。そうした工夫の方法なんかをですね、鹿屋市の特別養護老人ホームの方に来ていただいて、各公民館を回って講習をしていただくことにしています。ですから、各公民館でそういう場を開催することを通じてですね、まずはそのご家族同士のネットワークづくりといいますか、つながりといいますか、その辺りの構築に努めてまいりたいと思っております。以上です。

○12 番

はい。

落司議員 ○笹原議長

落司君。

○12番 落司議員

ゆうゆうカフェに関してはそういう運営方法というか、という形で目指していることっていうのは理解をいたしました。

今後はその家族同士のつながりというのを昨年の 11 月になさったということで今後もそういったつながりをつくれるような形での、講演会だったり講習会だったりというのをですね、開催していただくことでそういったところに、出向いたことでやはりそのつながりをつくるっていうことを、できるような体制づくりをですね、やっぱ今後もしていただきたいと、いうふうに思います。

それでは、次に入ります。もし、病気などをきっかけに意思表示が難しくなってしまったら、その方の気持ちや希望に寄り添ったサポートが難しくなってしまうのではないかと考えます。

何かしらの形で残してあれば、将来をサポートする側がいろいろな選択を するときに、貴重な判断材料になるはずです。

書いたからといって、必ずしもそうなるとは限らない。でも、本人の希望 に少しでも寄り添ったサポートができることにより、可能な限りその人らし い生き方につながっていくのではないでしょうか。

また、家や農地などの個人の財産についても、意思決定をですねしておく ことにより、空き家や耕作放棄地になることを防ぐ、少しでも増やさないこ とにも繋がるのではないかと考えられます。

将来に対する個人の気持ちや希望が分かるようにしていくこと、また、家 や農地といった個人の財産をどうするかを考えることは、本人だけではなく、 家族や親戚などその方の将来に関わる方にとって、とても大事なことである

	と考えます。まず、そのきっかけづくりとして「つなぐノート」仮称ですね、
	を導入する考えはないかお尋ねします。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	一般にエンディングノートと言われるものかと存じますが、ご質問のとお
	り有用なものであるということは考えております。これにつきましてはご家
	族のみならず、孤独死や空き家など社会課題の防止のためにも、有効な取組
	みであると考えております。現在は、多様な商品が市販されておりますが、
	自治体の中にもホームページから様式をダウンロードして活用できるよう準
	備してある市町もございますし、印刷物として配布している市町もあるよう
	でございます。
	本町でも活用を推進していきたいと考えておりますが、「終活」でありまし
	たりとか、「死」であるといった、ワードに極端にですね、マイナスイメージ
	を持たれる高齢者がまだ多い状況ではないかというふうに考えております。
	このため、まずは、社会の現状や必要性などを様々な機会をとらえて訴え
	ていくとともに研修会などのセミナーも開催を検討していきたいと考えてお
	ります。
	なお、お問合せがあった場合などにはすぐに印刷し、提供できるような準
	備をしておくこととし、意識の高まり等を勘案しながら提供方法なども変更
	して、考えていきたいというふうに考えております。以上です。
○12番	はい。
落司議員	
○笹原議長	落司君。
○12番	ただいま答弁にありましたように、やはりあの死とかそういうのをイメー
落司議員	ジするっていうのがなかなか難しい状況で、そこをまず受け入れるっていう
	ことが、難しいので、やはりなかなか進まないところではないのかなと思う
	ところです。
	実際に私も以前ですね「安心ノート」として、こちら、一般質問で提言し
	たことがあります。その際は、病気になったときに自分がどういうふうに最
	後を送りたいかっていうことをやはり示しておくことが必要だと思ってそこ
	の部分だけを提案させていただきました。
	自分が実際、介護をするようになりまして、やはり財産ですね。この家を
	どうするのか畑をどうするのか山をどうするのかということを、実際目の当
	たりにしましてやはりそういったこともやはり元気なうちに話し合うことが
	必要だというふうに、強く感じた次第です。
	先ほど答弁がありました一応そういう意識醸成ですね、そういうのをして

いきながら、提供できるような形もとっていく、そういう皆さんの意識づく りが出来た段階でまたそういった形での提供をされていくというところだっ たと、いうふうに認識しております。そういう形で進めていただけるってい うことはすごいありがたいというふうに考えております。

例えば私のように実際、介護を目の当たりにして考えないといけないなという必要性を感じたっていうのを考えたときに、やはり同じような状況にある方っていう方には、割と入りやすいのかなというふうに思うので、そういった、例えば、先ほど家族同士のつながりが出来た場というところでも、そういった話を提供、そういう話をしていただく、そういう必要であればそういう必要な何て言うのか、その冊子じゃないですけれども、そういうのを提供出来ますよっていうのも周知していくことも一つなのかなというふうに思いますし、逆にそういうものがありますよというのを周知していくことで、そういった意識醸成にもつながっていくのではないかなというふうに思いますのでやはりそこはそういった形で進めていただきたいと思います。

あと、「つなぐノート」仮称としたんですけれども私なりにここちょっとこだわりがありまして、振興計画のほうであります、子や孫へ未来へということで最後につなぐまちと。つなぐまちっていうのは、多分つなぐっていうのはそれぞれの役割があって、そしてそれぞれの役割を果たすことによって、子や孫の未来にですねつなぐことができる、その持ってる、その方が自分のですね、財産だったりいろんなことを自分自身をしっかりと意思表示をすることによって、それがしっかりと次の世代につなぐということにつながっていくかと思いますので、そういった意味も込めてつなぐノートということに提案をさせていただいたところです。

今後はその家族の方とかですね介護されている家族の方、もしくは県外にいらっしゃる方でやはり、どこに何に山があって、農地があってとか、やはり身近にいない分ちょっとそこのですね、そこをどうするかっていうことを考えていくことを切実に、身近に感じられない部分もあるかと思います。

結局、どうするかっていうことを決めないということは問題の先送りなのかなというふうに思いますので、やはり身近にいない方にこそやはりこういうものを通じて、一緒に考えていっていただきたいなというふうに考えておりますので、例えばホームページ等にもですねそういった形で情報を掲載していただくということをしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

なこの課題について、「つなぐノート」については2面性があるのかなという

○新田町長 はい。○笹原議長 新田町長。○新田町長 はい。まず、落司議員おっしゃるようにハード面とソフト面とというよう

ふうに今をお聞きした中で思っております。

先ほども答弁いたしましたけれども、まず、研修とか意識醸成を高めるためにということでですね、既に動いておりまして、令和2年の12月の17日に民生委員さん向けにですね、空き家相続セミナーということでセミナーを開催しました。これは鹿児島銀行さんのご協力いただいてしたわけですけども、これどちらかというとハード的なことかなというところで、間口がやはり、こういった手続をすればいいということとその手続はどこでしたらいいのかとか、そういったところの相談を乗っていただけるのが市中金融機関でもございますので、それを民生委員さんという、1番最先端の住民さんとの関わりのあるところ、困りごとが一番情報として寄りやすいところの方々にですね、研修を受けていただいて、もう、分からない場合は、極端なこと言いますと分からない場合は、鹿児島銀行さん、もしくは市中の金融機関さんに相談してくださいと。それなりにアドバイザーがいらっしゃいますので、そういう方々が相続というハードについては、ご相談に乗っていただけますよというような情報周知を図ったところでございます。

それから、当然、今後「つなぐノート」、繋ぐに当たってのホームページ等への情報掲載というのを進めてまいりますけれども、やはり、これまでのエンディングノートと申させていただきますけれども、ここはあくまでも延命治療であるとか、そこ望むか望まないかってそういった二者択一のイメージが先行したところが、なかなか導入が進まなかったところかなと思っております。

議員ご指摘のように、今後の自分の残されたといいますか、どういった人生を送りたいのか。4番目の人生をどういうふうに生きていきたいのかというところも含めたですね、つなぐノートというのは、発想の中で必要なことかなというふうに思っておりますので、今後また、他の自治体の例等を参考にしながら研修会等を踏まえてですね、その実施に向けた在り方について考えていきたいと思います。以上です。

○12 番 落司議員

はい。

○笹原議長

落司君。

○12番 落司議員

はい、では実施のほうに向けて、はい、進めていただきたいというふうに 思います。それでは次の質問に入らせていただきます。

奨学金制度の改定及び創設については、令和3年9月議会におきまして、 一般質問をさせていただいたところです。

前回も述べましたように就職をきっかけに若い世代が町外へ転出しているもののコロナ禍にあって地方への関心が高まってきている中で、子どもたち

の定住を促すきっかけになる取組が必要であり、本町の奨学金制度を利用し、 卒業後に例えば町内に住所を有し居住する、就労するといった一定の条件を 満たす場合に限り、償還免除することで定住を図ることについては、MIRAI プロジェクトの進捗に合わせて、担当課のほうで検討させていきたいとのこ とでした。

また、町に必要な人材を育てることも、重要であることから、医療福祉職 奨学金制度(仮称)の創設を提案させていただきました。十分議論の余地が あるということで場合によっては、医師会も含めて内容を審査し検討してい きたいとのことでした。新年度における予算措置や条例改正等は見られなか ったわけですが、どういった検討がなされたのでしょうか。

また、今後制度の改定及び創設する考えはないのかお尋ねいたします。

○新田町長

はい。

○笹原議長

新田町長。

○新田町長

はい。それでは、私のほうで答弁させていただきます。

昨年9月議会での条件付奨学金の免除についてのご質問に対しましては、 教育委員会のほうでこれまで検討を進めてきてもらっております。

しかし、免除に該当する条件をどのように設定するのか等の検討を進める中で、そもそも居住要件をですね免除の理由とすると、実態の把握が困難な場合が多くてですね、議員もご存じだと思いますが、以前、委員会の中で議員の皆様方にご承認をいただいて、不納欠損処理をしたものがございました。これは旧田代時代のですね、この定住に関わる免除に関わる奨学金の制度でございました。

そういったことも踏まえましてですね、教育委員会サイドとしましても、 その免除制度以外で制度設計が出来ないかということを検討してもらってお るところでございます。

このためほかの町の事例を参考にですね、例えば、借入れをする学生さん もそして保護者の皆さんも町と提携した金融機関から奨学ローンを借りてい ただいて、卒業後、完済された際に町の奨学金から補助を行うなどの方式を 検討をしていただいているところでございます。

今後、補助を行う条件とか、補助率とか具体的な制度設計については検討を進めていきながら、令和4年度中にお示ししたいと考えているところでございます。

また医師や看護師等の医療従事者、介護福祉等の介護従事者を目指す方への修学資金貸付制度についても、9月議会の一般質問で答弁いたしましたとおりでございます。

その後、現制度の活用状況等を調査させていただきましたけれども、看護

系では肝属郡医師会立病院の奨学金制度については、現在、8名の方が活用され、本年4月に3名の方が医師会立病院に就職されるということを聞いておるところです。

なお、鹿児島県の看護職員修学資金等貸付け事業につきましては、学校を 通じて申込みを受け付けていることから、出身地別のデータは整理されてお りませんでした。

また、介護系の就学資金制度につきましては、この3年間で国や県の介護 系の制度を利用した方はいらっしゃいませんでした。

ちなみに、本町の就学資金貸付制度については医療、作業療法士を目指す 方が1名利用されていらっしゃいまして、介護系学校進学のための利用者は いらっしゃいませんでした。

このようなことから、まずは、キャリア教育等を通じて子どもたちの進路 の選択肢の一つに、この医療介護系というものを重要であるということをし っかりと植付けていくことが重要であろうかなということを考えておりま す。

その上で、先ほど言いましたように、医療系、介護系学校に進学する際には、鹿児島県でございましたり、各種財団、病院等の運用する修学資金貸付制度等を利用していただければありがたいというふうに考えているところです。以上です。

○12番 落司議員

はい。

○笹原議長

落司君。

○12番 落司議員

はい、ただいま答弁のほうをいただきました。改定のほうにつきましては いろいろその償還の際のいろいろがあるということで今制度設計のほうをさ れているということであります。

私は、提案させていただいたのはほかの市町を見て、要綱としてそういったのがありましたので、仮にというかこういう形ではいかがだろうかと思って、提案させていただいた部分です。

要はせっかく本町の奨学金を利用した方が、帰るきっかけづくりの一つとなればという形での提案でしたので、そこの制度設計というのはちょっと無責任なのかもしれませんけれども、行政の側がですね、制度として、もちろん税金ですので利用される方、町にとってもいいような形での制度設計をですね、進めていっていただきたいと思います。

あとですね、医療福祉職等への創設なんですけれども、もちろん、今、新 年度で人に投資するということでいろんな形での取組がなされてきていると 思います。

子どもたちのキャリア教育にも力を入れていかれると。そういった中で、 当然したいことをさせていくような形でのサポートもすごく大事だと思うん です。だけどそういった中でも、本町に必要とされている人材が、もうある んですよというかそこが、そういった人にいてもらいたいっていうのも、切 なる願いかなというふうに思ったときに本当、勝手だなとは思うんです。だ ってもう、そもそもは命があってその子がまず、元気に生きていくことが多 分どこであっても、それが1番ベストでありっていうことで、したいことを しながら生きていく、それが1番ベストな状態であるんですけれども、だけ どそればっかり言ってられないっていうのが現状かなと思ったときに、やは りやりたいことと、できることと、必要とされることっていうのは異なって くるかなというふうには思いますのでやはり教育を充実させていただくって いうことを言っていただきましたけれども、先ほど人に投資するという形で いうふうに考えたときに、例えば未来創造コンテストでも、こちらのほうは そういった形で優秀賞をとってらっしゃると思うんですよね。そういう提案 を。そういった場合に、そもそもそういう、未来創造コンテストで上がって きた案を優秀賞として取り上げたのは、そこに当然理解があるからこそなの ではないかなというふうに考えたときに、そこを選んだのはなぜだろうとい うふうに思ったりもするところでもあります。

そこが必要だからこそ、そういった形での賞として選んだものではないのかなというふうに私はやはり思うのですが、でも、やはりそういう募集はしてありました。だけど実際に提案すると出来ませんよみたいな、そこの何かしらの矛盾も感じたりもするわけですが、そもそもじゃあ、未来創造コンテストは何物なのかというかですね、提案しても、提案することに意味があるのか、だけど私はやはり未来創造っていうぐらいだからやはりその皆さんの知恵を借りながら、錦江町の未来をつくっていくことにお知恵を貸してくださいっていうところのその意義なのではないかなというふうに捉えている中で、あればそこで優秀賞を取ったのは何の意味だったのかなというふうに、実際思っているところなんですがちょっとこう、すごいグラグラして言ってますけど、ちょっとその辺について、どのように考えてらっしゃいますか。

○新田町長

はい。

○笹原議長

新田町長。

○新田町長

まず、未来創造コンテストについては昨年3月4日の政策提言の中で医療介護福祉従事者希望者応援制度、奨学金制度として提案が町長にされたということは認識しております。

それも選定に当たっては関係各課、それから MIRAI 協議会、そして最終的にはMIRAI協議会のほうから、これが優秀、町への 政策提言として示

されたものですので、それを提言だけで終わらすというものだというような ことは全く考えておりませんで、それを参考にしながら、今後の事業展開に 活用させていただきたいというのが創造コンテストの意義です。

先ほど来、議員がおっしゃる、医療、介護の関係者がこの地域に帰って来た場合の云々という、制度については、やはり先ほど私が答弁しましたように、これまでのリスク等もございましたので、それを同じ仕掛けではなかなか改修が厳しいということもございまして、以前、議員がご提案いただいた邑南町でありましたりとか、それから、南大隅町、長島町、そういったところの資金の制度等も今、担当課のほうで鋭意、検討しているところでございます。

私どもとしては、今現在、奨学金制度がございますけれども、奨学金についても 5,500 万程度の基金総額の中でですね、貸付けが 1,700 万ぐらいございます。この制度をできるだけ新しい制度に移行していきたいというのが私どもの考えでございます。

その移行するに当たっての制度設計としては、既存の先ほどおっしゃったいろんな医療、ほかの財団等が持っている資金も活用していただきながら、私どもとしてどういった奨学金制度が1番ベストなのかというのを考えていきたいと。ご存じのように特に医療に関わりますと、修学資金というのも非常に高うございますんで、先行している自治体の例を見ますと、奨学金も今私どもが独自にやっている奨学金の金額では到底足り得ないというふうに認識しておりますので、そういったのを、もう総合的に勘案しながら、新たな奨学金ということを検討してまいりたいというところでございます。

子どもたちをですね、錦江町に住んだらとか、先行している自治体の例を 見ますと、10年間、向こう住まないといけないとかですね、やはり、その子 たちのキャリア形成に当たって、この町がどういうふうに貢献できるのかと いうところを考えますと、あまりにその縛りをつけるのもいかがなものかな というところもございます。

したがって、その借りやすいように、また返済しやすいように、そして町がどういうふうに子どもたちの将来のために関わっていく奨学金制度ができるのかを今年1年かけて制度設計した上で、議会のほうにもご提案させていただければというようなところが本意でございます。以上です。

○12番 落司議員

はい。

○笹原議長 蒸

落司君。

○12 番 落司議員

はい。例えば、医師会の奨学金制度に上乗せした形での提案とかっていうのも一つなのかなというふうに思います。

特に医師はですね、掛かる金額にしろ、年数にしろ、もうやはり違ってくるかと思います。ほかの業種とですね。ていうのを考えたときにもし、町内でそういった志を持った方がいらっしゃるのであればもうそういったところにやはり対応をしていただきたいというふうに思いますので、これから制度設計をされるのであれば、そういった形での柔軟な対応ができるような制度設計というものを考えていただきたいと思います。

実際に私この質問をさせていただいた中で、いいのを言っていただいたという声もいただきました。もしかしたらそういうところを目指すかもしれないからそのときは、形になったら是非使いたいというふうな声もいただきましたので、必ずしもなりたいからなれる職業でもないですので、そういった形の中で、もしそういった人材が町で育てることができれば、すごい貴重なことだと思いますので、やはりですね柔軟な対応はできるような形での制度設計をしていただきたいと思います。

これもう私、今回で3回目ですので私は言わずにもし何かこう気になるところがあれば、口を変えて質問していただければなというふうに考えております。これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(12番 落司議員 質問者席から降壇)

○笹原議長	ここでしばらく休憩いたします。5分から始めます。
	休憩 15:00
	再開 15:05
○笹原議長	それでは、休憩解いて会議を再開いたします。次に、10番、水口君の発言
	を許します。10番、水口君。
○10番	はい。10番。
水口議員	
	(10番 水口議員 質問者席へ登壇)
○10番	お疲れさんでございます。通告をいたしておりましたとおり、バイオマス
水口議員	についてちょっと質問させていただきたいと思います。
	今こういうのを持ってきました。策定のを久しぶり拝見させていただきま
	した。この前の委員会でもちょっと質問しましたけれども、改めて一般質問
	という形をとらしていただきます。
	平成 31 年3月に錦江町木質バイオマス資源活用計画が策定されて現在に
	至りました。31年に策定されて、現在に至りました。現在までの稼働の計画
	ですね。どのように運営されているのか。もうこれはもう通告がしてござい
	ますのでよろしくお願いをいたします。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	水口議員の質問にお答えいたします。錦江町木質バイオマス資源利活用計
	画に基づいて、役場田代支所に設置しました「木質バイオマス熱電併給施設」
	につきましては、令和2年2月から稼働を開始いたしたところでございます。
	稼働当初は、システムの状況把握、機器の操作などオペレーターも未経験
	の分野が多く、また外的な要因として電圧変動や大雨、高温など、気象条件
	によっても運転に大きな影響を受けましたことから、緊急停止や長期間の運
	転停止を余儀なくされ、安定稼働の状態を確保するのに大変、現場も苦労し
	たところでございます。
	しかしながらこれまでの反省をもとに、令和3年1月に、機械管理技術を
	有する専属のオペレーターと電源分野でも専門の技術を有する管理者を確保
	いたしましてからは、継続的に安定的な稼働が出来ているというふうに認識
	しております。
	具体的には、年間稼働率につきましては目標の80%に対し、初年度の令和
	2年度は 58%にすぎませんでしたが、今年度は2月末現在で 78.2%まで向
	上してきております。このため「地球温暖化対策」としての二酸化炭素削減

量は年間約 128 トン、一般家庭の年間二酸化炭素排出量の約 80 軒分に相当 する、削減が出来ております。 また、発電いたしました電力は、田代支所庁舎、田代保健福祉センター、 宮前水源地へ供給しているところでございます。熱利用といたしましては、 まず第1に燃料となる木質チップの乾燥、第2に田代保健福祉センターで、 高齢者の方々が利用される際、お風呂の施設全体の温水利用、第3に、施設 に隣接するレンコン圃場への成育促進を目的とした温水供給、第4に、屋外 放熱ファンからの熱風を取り込んだ、薪ストーブ用の燃料となる薪の乾燥な どに利用しているところでございます。 以上のように、当初いろいろご心配をおかけしましたけれども、施設の稼 働率、電力利用等についてはほぼ計画どおりに何とか運営できるところまで 来ているところが現状でございます。以上です。 (新田町長 降壇) ○10番 はい。 水口議員 ○笹原議長 水口君。 ○10番 錦江町は非常に恵まれた山林の林業があるということで、ちょっと待って 水口議員 ちょっと待ってマスクを取るが。ということで、場所の選定と申しますかこ ういう策定書を作られたわけです。そのときに、ちょっとお聞きしますが、 大原の中学校、それからトロピカル、それから支所、いろんな感じで場所も トロピカルガーデン、旧中学校、土づくり支援センター、いろいろあったん ですが、それが一応、田代支所に決定をいたしております。出席者の中に今 チップ製造者もいらっしゃって、そういう形を交通の便もいいから、された のかということで、これは策定委員会でもう支所の決定をされたわけです。 私が今回、質問したかったのはですね、支所の今までの電気代ですかね。 そういうのでこのバイオマスの、この前も費用対効果を言いましたら、町長 からちょっと怒られましたけれども、これは二酸化炭素の削減の目的だとい うような話でございました。そういうのは、うまくいってるのか。田代支所 に送電をして、それが1年間の光熱費の対応にしてですね、この委託費、そ れから最初の当初予算2億ぐらいかけておりますんでそれを割った場合に、 どういう感じなのか、私ども町民の方々からですね、「あれいけんなっちょっ とな」と聞かれるわけですから説明するときに、ちょっと私が勉強不足でし たけれどもちょっとそこらを対応できるのかちょっと教えてください。 ○新田町長 はい。 ○笹原議長 新田町長。 ○新田町長 はい。水口議員のご質問ですけれども、まず支所への電源供給というのに

	つきましては、主要電力に対して支所、それから宮前水源、それから保健セ
	ンター等々、供給を確実に出来ているところでございます。
	料金で経費で1番わかりやすいので住民の方々がこれを導入することによ
	って、経費削減がどんだけいったのかというところを、ご質問かと思います
	けれども、今年度の予定でいきますとですね、大体、今現在で削減額が 275
	万ぐらい削減出来ております。電気料としてはですね。ただ、もう議員もよ
	くご存じのようにこの施設自体が当初のとおり、地域の防災、減災と低炭素
	化というのが大きな2つの目標でございますんで、その中の導入の中で、副
	次的な効果として、電気料が削減出来ているというところはご了承いただけ
	ればなというふうに思います。以上です。
○10番	はい。
水口議員	
○笹原議長	水口君。
○10番	ここの議員の中でも、多分、霧島市のバイオマス発電を視察された方々が
水口議員	いらっしゃいます。私もいろいろと川場村、行きました。そういった中で、
	農林水産省の管轄か。それとも、環境省の管轄か。本町の場合は、二酸化炭
	素ということで、そんな量的チップを使うとか、そういった森林を二酸化炭
	素を削減をするとかいうことになって、うちは環境省の補助ということでよ
	ろしいですか。考え方は。
○新田町長	はい。
○笹原議長	はい、新田町長。
○新田町長	はい。環境省所管の補助です。
○10番	はい。
水口議員	
○笹原議長	水口君。
○10番	いろんな感じでですね、私どもが行ったのはバイオマス言うたらもう発電
水口議員	で、商売っちゅうのを見てきたもんですから、これが川場村に行ったときに
	はですね、近くにいちごハウスを作ったり、それから、もともとその村が林
	業の村でございまして、そういう従事者も多く、そして、そこでチップ生産
	までされておりました。そういうことで、そのチップを新潟県まで持ってい
	って、利益が 3,000 万出たそうです。そういった方法でされたもんだから、
	やはり私の頭にできたら温泉にいや福祉センターでもどんどん熱をやる、送
	るというような形はできなかったもんかと思ったもんですから今回、今聞い
	るというような形はできなかったもんかと思ったもんですから今回、今聞いたところが、80%近い稼働率になったということです。

	るために、灰が出ないために、ふりをかけて、性能を良くしたから、チップ
	代をちょっと上げた。ほんで、今回は、炭をその出るんだけど、その炭を土
	壌改良とか肥料に使えないかということで、私も言ったことがございました
	けれども、それができなかった。その処分代が、やはり 40 数万かかるとい
	う事で今年も1,000万一般会計より、予算化されているわけですよね。
	そういったことがございましたから、今回質問をさせていただきました。
	ですから、よかったらですね、これが次に入りますけれども、川場村へ行き
	ました。そこでいちごのハウスを熱風を送ってやっておりましたその方式っ
	ちゅうのが第三セクターでですね、もう商売なんです。製材をして、ほんで
	発電をして、それをいちごをつくって、それを送電で世田谷に送って、そう
	いうようなことだったもんですから、本町はですね、出来たら基幹産業であ
	る農業に使うっちゅうことでしたので、今、去年でしたかね、レンコンの作
	物をつくられました。このレンコンの成果はどうかをちょっと教えてくださ
	ν _°
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	はい、産業建設課長に答弁させます。
○荒木産業	はい。
建設課長	
○笹原議長	産業建設課長。
○荒木産業	それでは、水口議員の質問にお答えさしていただきたいと思います。
建設課長	現状ですね、レンコンにつきましては、錦江町の新規導入作物ということ
	で、3戸の農家が約 1.3ha ほど栽培をしていらっしゃいます。
	ちょうどタイミング的に田代支所に木質バイオマスますの発電施設を造っ
	たのと同時に隣接する圃場にもレンコンの栽培を始められた方がいらっしゃ
	いましたので、そのときも約 20a ほどの増反といいますか、面積拡大が図ら
	れたところです。
	そしてちょうど今3月下旬に入りますけれども、今から先ですね春先、レ
	ンコンを植付けまして、生育を促進するということで、この発電施設からの
	排熱を利用しました、温水を水田のほうに供給をしているということで、レ
	ンコン栽培の面積の拡大と、それから数字的には具体的に把握してなくて申
	し訳ないんですけれども、増産につながっているものと確信をしているとこ
	ろでございます。以上です。
○10番	はい。
水口議員	
○笹原議長	水口君。

○10番	今課長のほうから、この前見たんですけど、うって綺麗にしてあったもん
水口議員	ですから、またレンコンを作られるわけ。そうですか。農業というのは、錦
	江町のほうで今皆さんもご存じのとおりですね、油が上がったと、今皆さん
	もご存じのとおり、テレビではもう戦争も始まった、油が上がった、そうい
	った中で農家の方々が今おっしゃるように、冬場を熱を利用し電気を利用し
	て生産したら、やはり、市場価格がいいんです。ですからそういうのにかけ
	て非常に今、困窮されているようでございます。
	ですから、私は、レンコンの生育が良くなって、反収も上がって、という
	ような熱利用だったらこれはもう申し分ないというふうに感じております。
	ですから、錦江町もそういった形でCO2削減、これが1番今、日本でも
	う、今、国のほうでも推進しております。脱炭素ということで、それはそれ
	で進めていってほしいというふうに思います。
	それから例えば私も何回か見に行きました。ここで委託の方がワダツミで
	すか、ああいう方で、委託されております。この委託費が最初 750 から 1,000
	万なったっちゅうのは今言ったとおり、チップの原材料のてんか、それから
	灰の処分、いろいろてんかされたとはわかっておりますが、委託の方は、委
	託されているところの責任者は町の方ですか、町内の方ですか。ちょっと、
	課長、教えてください。
○荒木産業	はい。
建設課長	
○笹原議長	産業建設課長。
〇荒木産業	委託につきましては、ワダツミ農園さんは町内に登記をしてあります。事
建設課長	業者ということでございます。管理責任者は、肝付町の方でございますが、
	管理を直接担当していらっしゃいます方は、現住所は肝付町なんですけれど
	も、錦江町の田代麓の長谷自治会の方でございまして、機械整備士その他、
	このような施設の運転に1番適した資格を有する方ということで、特別にお
	願いすることが出来まして、専属でといいますか、まずこの施設の管理運営
	を専属で入っていただいているというような状況でございます。
○10番	はい、わかりました。現在、修理費等はもう 20 万か 30 万かでしたかね。
水口議員	今年の修繕費が 10 万。この機械は、ドイツのエンジンをバイオマスのター
	ビンを使っているということでしたが、今後も、10年間、10年間って言っ
	たらおかしいですが、10万円でずっとできますかね。
○荒木産業	はい。
建設課長	
○笹原議長	産業建設課長。
○荒木産業	はい。ただいまの質問にお答えいたしますと、一般会計上では委託費と町

油 乳細 E	
建設課長	の需用費の中の修繕料という、項目に分かれますけれども、今までは委託契
	約の中に、単価1万円を超えるものについては町が予算化して、補正対応で
	その都度、消耗品等については購入するというようなことにしておりました
	が、令和4年度の予算委員会のときにも審議いただきましたけれども、その
	都度、補正をしておってはなかなか対応が追いつかないということで、その
	単価1万円の区切りをもう取り払いまして、委託費のほうに一本で取りまと
	めるということでございます。
	そして稼働が進んでまいりますと、どうしても交換部品、エンジンのモー
	ターでありますとか、それから、制御盤のほうのヒューズですとか、それが
	ドイツ製になってまいります。そうしたときに、壊れてから発注しておると
	どうしても2,3週間最低でも稼働を止めなければならないと。そういうこ
	とに早急に対応するために今言ったようにもう委託費のほうに、もう入れま
	して、ストックをしておくというようなこと等にも対応してまいりたいとい
	うふうに考えているところであります。
	またあの、ちなみになんですけれども、先ほどからお話いただいておりま
	す、群馬県の川場村におきましては、ちょうど、導入から5年が経過いたし
	まして、発電をするエンジン本体の交換が必要になってきたということを先
	日、お伺いしております。そのような経費は、稼働が進みますとどうしても
	必要になってくる経費かと思います。できるだけ通常のメンテナンスを怠ら
	ずですね、長期的に大型部品の交換がないように努めてまいりたいと考えて
	いるところです。以上です。
○10番	はい。
水口議員	
○笹原議長	はい、水口君。
○10番	それは、委託じゃないんですよ。ただ、第三セクターで製材が3名、それ
水口議員	からいちごが1名、4名、社長がそこの村長さん、そういった感じでして、
	もう人がおらんやったからエンジンが悪くなる。だけどうちは、委託費とし
	て、そういう電気関係の責任者をちゃんと据えている。
	その前に、一つ。以前、750 万という委託費がございまして、修理、夜中
	にも職員が出て行ったというような話も聞きました。それには委託費は決ま
	ってるんだけど、職員には、残業代ですかね、夜勤手当ですかそういうのが、
	出たんじゃないですか、出てないですか。
○荒木産業	はい。
建設課長	
○笹原議長	産業建設課長。
〇荒木産業	はい。ただいまの質問をお答えいたしますと、緊急停止というのは、いつ

建設課長	何どき起こるかわかりません。夜中に出るというのはどういうことかといい
	ますと、夜中の簡易的なメンテナンスで短期復旧が見込まれる場合には、こ
	のガス化を行うための改質炉という炉がありまして、そこの温度が冷えない
	うちであると、短期間に再稼働することができると。冷やしてしまうと、ど
	うしても再起動に時間がかかって、停止する時間体が長くなってしまうと、
	そのようなことで対応したところでございます。時間外手当につきましては、
	はい。正規のとおり、規定にのっとりまして、手続をしていただいておりま
	す。以上です。
○10番	はい。
水口議員	
○笹原議長	水口君。
○10番	今のメンテについてもいろいろ、川場村についても私がちょっと言いまし
水口議員	たけれども、どうしてもこういうバイオマス、こういう事業をしたらですね、
	やはり、その結果をやはり町民は、求めるんですよ。それが、CO2削減で
	あれば、それはもう今、産業振興課にも影響がございます、伐採の問題なん
	かも、これは今宮崎の業者が来てですね、CO2どころじゃないんですよ。
	これはもう、生活をするために伐採されてる。そのような関係もございます
	ので、出来たら、やはり錦江町の今森林税というのも、ありますんでそうい
	う活動に対しましても、やはり深く考えたのもしていかないと、バイオマス
	はいいんですが、やっぱりそういった植林も考えていくように、ひとつお願
	いをしたいと思います。
	農業についてはいろいろ、今、メンテも言いましたけれども、そういった
	形でレンコンをまた作る。田代には有名な方が、いちご農家の方がいらっし
	ゃいます。やはり錦江町でも新ばれいしょ、いちご、やはりどっちがいいか
	ったらやっぱりマーケットでは、いちごが人気があるようでございます。で
	すから、そういったのも、熱風を送るというようなほうも考えてほしいとい
	うふうに思います。
	そして、もう1、2、3じゃないですけど、もう総括で質問しますけれど
	も、町長が所信表明の中でもですね、二酸化炭素排出に努めて、循環型社会
	の実現及び林業、水産業の振興を図ると言うことですので、今言ったような

も、町長が所信表明の中でもですね、二酸化炭素排出に努めて、循環型社会の実現及び林業、水産業の振興を図ると言うことですので、今言ったようなことでですね両立をするような錦江町ということで、一つお願いしたいと。そして、本事業を通じてですね、仲間、人、きずなづくりにここにはもう本当絵に描いた餅でございます。これをしていけばですね本当脱炭素はもう、早急にできるような形になっております。そういった形で、錦江町を進めてほしいというのが今日の一般質問でございます。

例外ですが、私は今日の一般質問はこれで終了いたしますが、今、錦江町

	の街路樹は二酸化炭素の吸収して、非常にクスノキが大変心地よいクスノキ
	でございます。しかし、町長、是非今日通ってみてください。木の葉が落ち
	てですね、歩道からもうどっからも本当世話らしいことでございますので、
	高齢者の方がいつも庭に入ってくる、掃き出すのが大変だと。できたら、バ
	イオマスで焚いてください。これで一般質問を終わらせていただきます。
	(10番 水口議員 質問者席から降壇)
○笹原議長	これで一般質問を終わります。以上で本日の日程は全部終了しました。本
	日はこれで散会します。次の本会議は3月 18 日の予定でありますので、申
	し上げておきます。
	散会 15:33